

平成24年9月第3回八街市議会定例会会議録（第4号）

.....
1. 開議 平成24年9月7日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 湯 淺 祐 徳
- 22番 鯨 井 眞佐子

.....
1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事(事) 国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	佐 藤 幸 男
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事) 総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

平成24年9月7日(金) 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、長谷川健介議員の個人質問を許します。

○長谷川健介君

おはようございます。誠和会の長谷川健介でございます。通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず1点目、質問事項1. 暮らしやすい街づくりについて。

(1) 道路整備について。市道211号線、212号線の道路の愛称についてですが、3月議会において、市道211・212号線の道路愛称についての質問の答弁において、関係各課で研究・協議をすることでしたが、現在までに研究・協議は行われたのかを伺います。

(2) ふれあいバス運行について。路線、ダイヤ改正後の現状と今後の課題についてですが、昨年9月に利便性向上のために路線、ダイヤ改正が行われ、ちょうど1年が経過したわけですが、現状として利用者の評判はよくないようですが、改正後の利用状況はどのようなものか。また、今後の課題として、どのように考えているのか伺います。

質問事項2. 産業振興について。

(1) 本市のPRについて。アウトレットモールを活用した具体的な広報活動の展開についてですが、来春にオープン予定の酒々井アウトレットモールのインフォメーションコーナーに八街市の広報スペースを設けていただけるとのことですが、本市としては、このスペースを活用して、どのような広報活動を行うのか伺います。

以上、壇上における質問を終了いたします。明解なるご答弁、よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問10、誠和会、長谷川健介議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 暮らしやすいまちづくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、市道の愛称につきましては、平成24年3月議会で答弁させていただきましたが、ご指摘の路線に限らず、市内の道路に愛称を付けることは、道路の位置がわかり

やすくなるとともに、親しみやすくなり、道路を大切に利用していただくためには、効果があると考えられます。

他自治体の状況につきまして調査いたしましたところ、道路愛称選定要綱等を定め、選考委員等を設け決定している例や広報による一般公募等の方法で行っている例などがありました。

市といたしましては、現段階では愛称を付ける予定はございませんが、市民の要望の高まり等を見極めながら愛称を付ける際には、ご指摘の路線だけでなく、他の路線等も含め、選定要綱や選考委員の人選等、手続上の方法等も十分検討してまいりたいと考えております。

次に（２）①ですが、ふれあいバスにつきましては、平成２２年度に開催しました「八街市ふれあいバス運行協議会」の提言を基本とし、昨年９月１日付でダイヤ等の改正を行ったところでございます。

改正点の主眼としては、ふれあいバスターミナル等での乗り継ぎを前提に、東コースと北コースを大幅に組み替え、従前の東コースを市街地循環型の街コースとしました。また、一部ルートの見直しや利用のないバス停の削減等も行っております。

なお、ふれあいバスの乗車人員でございますが、平成１７年度をピークに毎年、下降状況にあり、平成２３年３月末と改正後の平成２４年３月末を比較しますと、延べ１万１千６１４人、９．２パーセントの減少で、１日１便平均では、１．１人の減少でございました。

改正以降、不便になったと言われる方からは、乗り継ぎは不便である。また、待ち時間の短縮や定時運行についての要望。駅、市役所、総合病院へは乗り継ぎすることなく、直接行けるようにしてほしいなどといった要望が寄せられました。

市では、このような方々の意見を踏まえ、運行時刻や接続時間、経路等、ダイヤの一部改正に向けて年内をめどに準備作業を進めているところでございます。

なお、本市の公共交通には、高齢化の進展、交通弱者の交通手段の確保、交通空白地域の解消等、さまざまな課題がございますので、今年度、公共交通関係者や利用者・市民の代表者からなる「八街市地域公共交通協議会」を設置する考えでおります。

この協議会の中で、ふれあいバスを含めた、将来に向けた持続可能な市の公共交通のあり方について検討していただきたいと考えております。

次に、質問事項２．産業振興について答弁いたします。

（１）①ですが、平成２５年４月に酒々井インターチェンジの完成にあわせまして、アウトレットモールの開業が予定されております。アウトレットモールが完成しますと多くの集客が見込まれますので、本市の商業活性化とあわせて雇用拡大につながるものと期待しております。

なお、アウトレットモールを運営する会社である「チェルシージャパン」と協議を行いましたが、施設内での特産品等の販売は無理であります。インフォメーションセンターへ市を紹介するパンフレット等の配置については可能であると確認したところであります。

さらに定期的ではありませんが、駐車場を利用して行う物産展などに参加させていただき

るお話をいただきましたので、より多くの方々が本市に来ていただけるようなPRを行ってまいりたいと考えております。

○長谷川健介君

ご答弁ありがとうございました。それでは、自席にて幾つか質問させていただきます。

まず、道路愛称ですけれども、今すぐにということではありませんが、将来的に私は八街市でも、このような道路があってもいいのかと思いますので、このようなことをやらないかというのではなくて、今後も引き続き検討をしていただくことをお願いいたします。

続きまして、ふれあいバスの運行についてですが、年内中にダイヤ改正を行うということですが、年内といいますが、あと何カ月もありませんが、具体的に何月ぐらいをめどに考えているのか、伺えますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この件につきましては、当初はできるだけ早くということで、年内のうちでも、もう少し早くということで計画をしておったところでございますけれども、なかなか国、運輸支局や道路管理者、それから警察とも協議が必要だということで、少し作業が遅れているところでございます。少なくとも年内、できるだけ早い時期に改正を行いたいと思っております。

○長谷川健介君

ありがとうございました。年内できるだけ早い時期にということですので、よろしく願いします。

また、今現在の運行利用状況はよくないということですので、ダイヤ改正後、利用者が増加することを期待しております。

また、今後、八街市において高齢化に伴い、交通弱者が増えていくことと思われるので、昨日の山口議員の質問にもありましたように、オンデマンド交通についても考えていかなければならないとも思いますが、今後もふれあいバスはふれあいバスとして利用者に喜ばれる運行をお願いいたします。利用者にとって利用しやすいということであれば、自然と利用者も増えてくると思われます。利用者が増えるということは、市にとってもうれしいことだと思います。

また、今後行われる地域公共交通協議会においても、公共交通の運行に有効となる協議をお願いいたします。

続きまして、アウトレットモールについてなんですが、市のPRをするようなパンフレットということですが、内容的にはどのような内容なのか、わかる範囲でお願いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

このインフォメーションセンターに置きますパンフレットにつきましては、現在、八街市で作成しております落花生をはじめ、農産物、それから市のPRのできるパンフレット等を置く予定でございます。

○長谷川健介君

ありがとうございました。隣の佐倉市においては、やはりこのパンフレットには、観光情

+

報案内や飲食店情報案内などを取り入れたパンフレットを作成し置くとの話も聞いていますので、八街市においても、このパンフレットを置かれるということで、隣町でのオープンで、先日の話でも予想の来客者数が年間350万人で、八街方面からの来客数は全体の6パーセント、年間21万人の予想ということですので、今後、必要に応じて、パンフレットの内容等も変えていくような形もあるかも知れませんが、目の前の市ですので、お客を八街市の方に足を運んでいただけるようなPR戦略を行っていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、誠和会、長谷川健介議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、新宅雅子議員の個人質問を許します。

○新宅雅子君

公明党の新宅雅子でございます。私は、大きな意味での環境について。そして災害時要援護者と個人情報保護法との整合性についてご質問いたします。

要旨1. 市民の住環境を守るために、空き家条例の制定を求めるがいかがか、伺います。

まず、空き家条例に対する私の姿勢としては、あくまでも空き家の所有者に適正な維持管理を求めるもので、罰則を適用することが目的ではないということを初めに申し上げておきたいと思います。

2008年に総務省が行った住宅土地統計調査によれば、空き家の数は全国で約757万戸。20年間で倍増、空き家率は住宅全体の約13パーセントに上っているとあります。

空き家の多い理由として、日本はそれぞれの地域の事情はさまざまだと思われませんが、世帯数より住宅戸数が多い状況が続いてきたことが理由の1つに挙げられます。今後、本格的な少子高齢化・人口減少時代に入っていけば、空き家率がさらに高くなるのが危惧されます。空き家は単に空き家であるというだけでは問題にするわけにはいきません。空き家もまた所有者がいて、その人の財産だからです。しかし、管理不全な状態により、周囲に多大な迷惑を及ぼしている場合に対処するため、条例の制定が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、要旨2. 資源ごみについてご質問いたします。

我が国では、年間約5億トン、これは震災ごみは別にして、膨大なごみを排出し、環境への影響や埋立地の確保などの問題が生じています。政府は大量生産・大量消費・大量廃棄といったシステムを転換するため、2000年6月、循環型社会形成推進法を制定しました。その中で、廃棄物政策について、発生抑制リデュース、再使用リユース、再生利用リサイクルの3Rを優先し、事業者は製品が使用済みになった後まで責任を負う原則を定めました。

八街市では、細かく分別収集し、可燃ごみと再利用できる紙を分別して回収したり、廃油も第2水曜日に環境課に持ち込めば、有価物となり、バイオディーゼルに変換されます。

古紙の中でも新聞・雑誌・段ボールは市民に周知され、リサイクルのシステムもスムーズにいとっていると思います。しかし、雑紙・廃油はさらなる周知が必要と考えます。有価物と

いっても、雑紙・廃油の収入は多くはないかもしれませんが、ごみを減量し、再利用することによって、炉の延命と処理コストの抑制を図ることが大事と考えます。雑紙・廃油の適正処理、リサイクルの量を増やすために、市民の周知がさらに必要と考えますが、どのようにお考えか伺います。

次に、使用済小型電子機器等再資源化促進法に対して伺います。

八街市では、家電4品目とパソコンを除くごみ袋に入る大きさの小型家電の回収も行っていますが、今年8月3日、使用済小型電子機器等再資源化促進法が成立しました。これは不要になった携帯電話やデジタルカメラなどから、レアメタルなどの有用金属を取り出し、再利用しようという法律です。従来は家電4品目を除き、リサイクルの特別な法律はありませんでしたので、レアメタルなどの有用金属を含んだまま、ほとんどが最終処分場に埋められていました。このレアメタルを含んだ使用済小型家電を都市鉱山と位置付け、市町村が回収し、リサイクル業者がレアメタルなどを取り出して再生利用する仕組みです。

法律制定以前に既に取り組んでいる自治体も少なからずあることを踏まえ、法律に参加するか、また、どういう形にするかということは、市町村の判断に委ねられているようです。法律の施行は2013年4月、来年の4月です。それまでに消費者や企業に十分に周知し、循環型社会の構築に寄与しなければいけないと考えます。

先月3日、約1カ月前に制定された法律ですが、八街市もこの法律に参加するのか。また、どういう形で推進していくのか伺います。

次に、要旨3. 幼稚園・小中学校での暑さを軽減し、子どもたちの生活環境を守るミストシャワーの設置を求めるがいかがか伺います。

まず、ミストシャワーとは、どういうものかといいますと、細かい霧を大気中に噴霧することによって、蒸発するときの気化熱で周辺の空気を下げる昔から日本で行われてきた、打ち水の原理に基づくものです。近年、注目を集めているヒートアイランド抑制策の1つです。商業施設では、千葉県柏市、木更津市、東京のお台場などに本格的なクールミストが企業によって設置されています。

私ども公明党4人は、昨年夏に全市立小中学校25校に既に設置が完了した茨城県取手市に、今年7月2日に私ども4人は視察に行っていました。取手市がミストシャワーを導入した理由は、猛暑対策と省エネ対策の両立です。ミストシャワーは水道の蛇口に直結して使うため、電気代がかかりません。水道代は取手市で1時間約5.1円、ミスト散布機本体は3.6メートルで、取手市では2千500円くらいです。取手市では、保護者や子どもたちから涼しくてとても気持ちよいという意見が多く、押し並べて好評だそうです。

霧は素早く蒸発するため、体はぬれずに温度を下げます。本市でも、ぜひ、子どもの生活環境を守るため、ミストシャワーの導入を求めますがいかがか伺います。

次に、要旨4と5は関連がありますので、一括してご質問いたします。

園児、または低学年の児童は、歯科や耳鼻科に通うことが多いです。また、習い事をしている子どももいます。歯科・耳鼻科は何カ月も続くことがあります。送り迎えをしてくれる

家族がいる子どもはともかく、両親が仕事を持っているとか、産後であるとか、子どもの送迎が難しいとき、子どもの安全を図り、生活環境を守るために送り迎えにシルバー人材センターの力をかりられないか。さらに、社会福祉協議会の有償ボランティアを利用している状況があるのか、お伺いいたします。

次に、質問事項２．防災についてご質問いたします。

災害時に要援護者をスムーズに支援するため、個人情報保護法との整合性をどうとっていくのか。個人情報保護に関する法律は、施行されてから人々の間に、その制度が定着してきました。しかし、プライバシーの保護を重視するあまり、何でも個人情報の名のもとに、人々のつながりさえ希薄になっているような気がします。今では、学校の連絡網の名簿さえ作らないなど、ある意味、過剰反応ではないかと思うようなことが生じています。いざ、災害が起こったとき、ひとり暮らしの高齢者や障がい者は自力で避難することは難しいと考えます。

政府は各市区町村に対し、災害時要援護者の避難計画、すなわち個々の要援護者に対して具体的な個別計画の策定を求めています。災害は、いつ襲ってくるかわかりません。八街市は安心だとばかりも言ってられません。こうした災害時要援護者の避難を手助けする対策を急がなければなりません。高齢者や、ひとり暮らし世帯の増加で、災害弱者は今後ますます増加すると考えます。

本市では災害時要援護者をスムーズに支援するため、どのようにお考えか伺います。

以上で、１回目の質問を終わります。明解なるご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問１１、新宅雅子議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項１．環境について答弁いたします。

（１）ですが、個人質問２．桜田秀雄議員に答弁いたしましたとおり、空き家は管理不十分でありますと、不審者の出入りや放火などの防犯上の問題があるほか、災害時の危険性などが挙げられます。

平成２０年に国が実施しました住宅土地統計調査によりますと、八街市の総住宅戸数２万８千３７０戸のうち、空き家はアパートなどの賃貸住宅を含め３千６６０戸ございました。これは率にして１２．９パーセントであり、県内平均の１３．１パーセントを若干下回っております。

ご指摘の空き家条例につきましては、平成２４年４月１日現在、全国で５４市区町が制定しており、千葉県におきましては、防犯、火災、美観の観点などから、５市１町が既に制定しております。しかしながら、条例をもって市民の財産を行政が管理することは財産権に抵触するおそれもあり、条例の制定には慎重な対応が必要であると考えております。

今後、先進地の事例等を踏まえまして、続けて検討してまいりたいと考えております。

次に（２）①ですが、現在、八街市は家庭で使用済みになった植物性食用油を毎月第２水曜日に、ペットボトルなどの容器に入れていただいて、環境課の窓口で収集を行っています。

さらに、収集しました食用油は、市が処理業者に直接持ち込むことによって、収入の増加を図っているところです。

今後につきましては、毎月1回行っている収集回数を増やすことや、八街市中央公民館のような市民が利用します社会教育施設を回収拠点として増やすなど検討してまいります。

次に②ですが、使用済み小型電子機器等再資源化促進法が平成24年8月3日に制定され、平成25年4月1日から施行されます。この法律は、使用済み小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどについて、リサイクルを促進しようとするものですが、対象品目など詳細については、今後発表されることとなっています。

本市では既に小型家電を分別収集し、リサイクルを行っておりますが、同法律の施行令に基づき適正に対応してまいりたいと考えております。

次に(4)(5)につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本市社会福祉協議会が実施している在宅有償サービス「ほほえみ」のサービス内容につきましては、掃除、洗濯、食事の支度などの家事援助や児童の送迎、保育などの子育て支援、さらには話し相手や外出時の付き添いなど、広範囲なものとなっており、昨年度の利用状況につきましては、サービスを受ける利用会員が66人、サービスを提供する協力会員が37人で、延べ活動時間は1千928時間でした。

このうち、送迎や保育など子育て支援に関する利用状況につきましては、昨年度3人の方が延べ49日間、活動時間にして延べ69時間ご利用いただいております。

ご質問のあった子どもの送迎や保育など、子育て支援に関するサービスにつきましては、既に本市社会福祉協議会の事業の中で対応していただいておりますので、現時点ではシルバ一人材センターの活用までは考えておりません。

次に、質問事項2. 防災について答弁いたします。

(1) ですが、災害発生時において、要援護者の避難誘導や安否の確認、避難所等での生活支援を的確に行うためには、要援護者情報の把握と避難支援者関係機関での情報の共有が必要であります。

家族の支援が受けられないひとり暮らしの高齢者などに、近所の方々や自治会、民生委員などの地域での共助により、普段からの見守りや災害時の支援を行っていく体制づくりが重要と考えております。このためには、自治会組織、民生委員、社会福祉協議会、消防等には要援護者に係る個人情報を提供することに同意を得ることが必要となります。高齢者の世帯については、ひとり暮らし福祉票について、民生委員の方に同意を確認していただいておりますが、その他の障がい者世帯についても、要援護者情報の把握とともに、個人情報を共有できる同意を得てまいりたいと考えております。

なお、支援が必要でありながらも、同意を得られない場合であっても、災害発生時には個人の生命、身体の安全等を守るため、個人情報を利用できることとなっております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項1. 環境について答弁いたします。

(3) ですが、ミストシャワーの設置につきましては、ミスト噴射に電気が不要である、少ない水道料金である、設置費用が低コストである等の利点があり、猛暑対策として有効であると聞いております。今後、ミストシャワーの活用方法等を各施設に情報提供してまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

ご答弁ありがとうございます。自席にて何点か、質問をさせていただきます。

まず初めに、空き家のことですが、空き家でも普通に建っている空き家といいますか、あまり近所に迷惑をかけていない空き家というのは、特に問題はないと私は考えております。しかしながら、大変お隣にすごく迷惑がかかっているというような場合の空き家でも、個人情報保護法の壁が立ちただかって、その持ち主との連絡がとれない。警察も民民でやってくださいと。そういう状況が何カ所かあります。例えばお隣さんが、外国に行ってしまったということはわかっている。けども、どこへ行ったかわからない。けども固定資産税だけは、どこかで払っているみたいだと。木がもう隣のお家の屋根の上まで高くなってしまった。それで、その枝が私の家の窓から中に入ってきちゃいます。もうあそこの窓は開けられません。また、いつ大きな木なんだけれども、倒れるかわかりません。ほかのところでは、コンクリートの花壇のところは、破って根が外に出てしまっている。あの木も根がどこまで張っているかわからないし、いつ倒れるかわからない。何とかしたいんだけど、切るにも切れない。屋根より高くなってしまったと。また、お家もだんだん古くなってくると、どうもハクビシンみたいなものが入っているような気がする。ハクビシンは八街市でいろんなところで、住んでいるお家の屋根でも、トコトコかけずり回っていますから、別に空き家だけに限ったことではないんですが、お家の中の天井の方にも入っているみたいだと。何とかしたいんだけど、個人情報保護法の壁が立ちただかって、どこにも何も手が打てない。そういう状況にあります。

私はやはり個人情報保護法というのは、個人を守るんだと。守るのはいいんですけども被害者に対してはあまり守ってもらえないといいますか、そういう法律ではないかと思ってしまう。そういう意味で、それを乗り越えるには、やはり条例だったら、さらに踏み込んでいかれるのではないかと考えるのですが、条例が今の個人情報保護法を乗り越えられるかどうか、その辺いかがなんでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

大きな話でいえば、条例が法を乗り越えられるということは考えられません。

それから、個人情報保護法と個人情報保護条例ということで、当市でも条例を制定しているわけですが、先ほど要援護者のところで市長から答弁を差し上げたとおり、災害発生時等、個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときは、収集した個人情報を利用することができるということにはなっておりますが、ただいまお話が上がっております、例えば空き家の関係で個人情報を提供する、利用することは仮に空き家の適正管理の条例を作ったとしても、先日もお話を申しあげましたけれ

ども、個人情報保護審査会等の意見を聞かなければいけないのではないかと考えております。

○新宅雅子君

もう既に条例を作って施行している市町村では、いろんな順番に手続を踏みまして、例えば市長とか、市からの指導があって勧告があって、さらにそれを受けない場合は、例えばホームページに名前を載せるとか、それから広報やちまたに名前を載せるとか、あと看板を設置するとか、そういうことを実施している市町村があります。そこまで行くかどうかということは別なんですけど、そういうようにしますよというような条例を作っている市町村があります。そういうことはできると思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今お話がありましたように、他市の条例を見させていただきますと、そういった適正な管理をされていないというような状況が見受けられるところについては、いろいろな手順を踏んで改善を図っていくということで、最初は指導、または助言というようなこと。それからその次の段階で勧告、それから措置命令ということで、場合によってはその後で強制代執行というようなことができるというような規定を定めているところは多いと思います。

○新宅雅子君

強制代執行まで行くと大変なことで、市の負担も大変多くなると思うんですけど、とにかく条例を作るということは、管理不全の空き家を未然に防ぐ。八街市は管理不全の住宅はいけませんよ、こういうふうにしますよと。市民生活の環境を守っていく。例えば、それはさっきのお隣さんがそういう状態だったというのがありますが、もう一つ、いろいろたくさんあるんですけども、鍵を開けてお家の中に入ってしまった。それが誰が入ったかわからない。やんちゃな子なのか、ホームレスなのかかわからないけれども、中でアルコールを飲んだり、たばこを吸ったりした跡がある。鍵が開いている。それは警察が入っていろいろ処理をしてくれているんだと思うんですけど、その人のところは、私はしばらくこの実家、何県の何町のどこそこに行っていますから、何かあったらご連絡を下さいと。近所の人にそういうふうにして、そこを空けている。そういう人だったら、すぐに連絡できるし、適正に処理してもらえる。そういうのは、特に問題ないと思うんですけど、やはり市民生活の環境を守っていく。生活を守っていくという意味で、すごく木が多くなって中に、はちの巣がある。あそこから蜂がどんどん出てくる。そういうふうなところだとかあります。

あと、さっきお話ししました、鍵を開けて中に入ってしまった。そういう防犯に対する考え方。そういうのを条例を作るということで、そういう管理不全の家を未然に防ぐ。それから市民生活の環境を守っていく。それから、防犯の街づくりを推進していく。そういう意味で、やはり条例の制定というのは、必要なのではないかと、そういうふうに思います。迷惑な空き家は絶対に許さないという、やはり八街市は絶対許しませんよと。それから、また大人もご近所も絶対こういう迷惑は許しませんという意思表示のためにも、毅然とした態度をとっていくためにも条例が必要と考えますので、ぜひ、条例の制定を検討はしていただきたい

い。そういうふうに思います。もう一度、検討はしていただけるかどうか、ご答弁お願いいたします。

○市長（北村新司君）

千葉県におきましても5市1町が既に制定しております。それらの先進地の事例等を十分踏まえまして、研究・検討をしてみたいと思います。

○新宅雅子君

ありがとうございました。

それでは、次に資源ごみについてご質問をいたします。可燃ごみと再利用できる雑紙を今八街市でも別にしております。ただども、私はごみステーションを見るんですが、雑紙をまとめている人ってすごく少ないです。ひもで結わえて出してくださいというふうになっていますが、大変少ないです。それは、雑紙は新聞なんかと一緒にリサイクル業者さんのところへ持っていかれます。油は置いておきまして、それで、生ごみと雑紙、再利用できる雑紙を分けて、雑紙の収入というのは本当に少ないと思います。ただども、もっと周知をして雑紙を多くするということは、ごみを少なくするということです。ごみを少なくするということは、どういうことかという、炉の延命を図っていくのが1つ。それから、灰を少なくするというのが1つ。焼却灰、飛灰が議題に上っていることが、今年度、昨年からすごく多かったです。焼却灰がたくさん出る。燃やした多さによって、本当に1割ぐらい出るということもわかりました。

灰を少なくしていく、それから炉の延命も図っていく。徹底した、やはりその辺の考え方、それから実行することによって、かなりの抑制になっていくのではないかと思います。ですから、ぜひ、雑紙も燃やす方に入れなくて回収する。それから、油も回収していく。油は収入になっていきますから。

先ほど市長からお話もありましたが、週に1回をもっと増やすとか、場所を増やしていくとか、そういう前向きなご答弁いただきました。ぜひ、紙も雑紙も、もっと周知をしていただきたいなど。とにかく出ている数が少ないですね。ですので、周知をしていただきたいと思います。周知の方法等いろいろあると思いますが、その辺いかがお考えか、お聞かせ願います。

○経済環境部長（中村治幸君）

クリーンセンターにおきまして、現在この雑紙といいますか、資源ごみとして利用している中には、古紙として、ひとくくりにしてあるんですが、例えば平成23年度で古紙のリサイクルに回したものが1千410トン、この古紙の販売収入といたしましては、2千500万円弱でございます。ですから、この年によって単価が若干違いますので、一概には申せませんが、やはりその辺は広報等を使って、この雑紙と言われるリサイクルできるものを増やしていくということについては、今後も図っていきたいというふうに考えております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。とにかく売ることよりも、燃やさないということの方が

雑紙に関しては、例えば本当にいろんなチョコレートの紙だとか、お菓子の箱だとか、それから包装紙だとか、あと紙袋だとか、そういうのは燃やさないということの方が大事なのかなというふうに思いますので、ぜひ、もう一度、周知の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、ミストに関してご質問をいたします。私は、今年の夏、小学生の自由研究のように毎日、私の家は西日がすごく差すところがあるんですね。そこにグリーンカーテンもアサガオだとか、ゴーヤだとかいろいろ作ったんですけども、その窓のところに本当に毎日、赤いアルコールの温度計を置いて温度を調べました。本当に小学生のようだなと思ったんですけども、それで、ずっと調べていく中で、途中で42度というときがあったんですね。西日の直射日光で。私はすごくショックで、私の家はこんなに暑いのかと思いました。それが42度のときに、ミストを使うと34度に下がりました。ミストを使い始めると34度以下になったと。そのくらいになりました。さらにもっとショックだったのは、本当に暑いときに49度というときがありまして、これはみんな大体2時から3時の間なんですけれども、そのときにはかった49度、今日は持っていないですけども、普通のアルコールの温度計というのは、はかれるのは50度までなんです。もしかして、あれはもっと上まで行っているのではないかと思うくらい、すごかったんです。それで、一応49度というふうに自分では決めたんですが、そこまで上がったんです。ミストを使い始めると、その49度が何と38度になったんですね。別に夕方とか、涼しくなってからということではなくて、大体2時から3時の間ですから、そんなに温度は変わらないと思うんです。だけでも40度以上に上がるような私の家の直射日光の西日の強いところでも30度台に下がるというくらいミストシャワーというのは、優れ物なんです。

それで、私の家にいろんな方が見えますよね。宅配の人だとか、集金の方だとか、いろんな方が見えますが、みんな玄関に近いので、濡れるんですね。だけでも、すごく気持ちいいと皆さんおっしゃいました。ミストの効果として、一般的なものは2、3度下がると言っていますが、私の家では10度前後下がっております。どうぞ、検討をしていただくということがありますが、さらなる検討をいかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

その効果が大変あるということのお話でございますけれども、実際、川上小学校では、今年設置してあるということでございます。それと、設置費用とか、ランニングコストが大変低コストだということも承知をしておりますけれども、これにつきましては、各学校、幼稚園との管理者の方で個別にそれぞれ状況も違うと思ひますので、判断していただくと。そのための情報提供はこちらとしてもしてまいりたいと。改めて予算を計上するということは、予算もかなり低コストだということなので、必要ないと思ひますので、配当されている予算の中でも十分対応は可能だと思ひますので、その辺でそれぞれ施設ごとに検討していただきたいというように思ひます。

○新宅雅子君

ありがとうございます。一昨年、市内の中学校で運動会、体育祭の練習中に熱中症で病院に運ばれた。そして、体育祭が中止になったという大変残念なこともありました。昨年は全幼稚園、小学校、中学校の教室に2台ずつ扇風機を入れていただきました。こうして、本当に子どもたちのために八街市は頑張っているんだよと。今度も例えばミストを設置するとしても、大人はやはりあなた方をとても大切に思っているんですよと。できるだけよい環境で学習をしてほしいと。そして、真っすぐに育ってほしいんだということをメッセージとしてどこかで伝えて、ぜひ、ミストシャワーの実現をお願いしたいと思います。

次に、4番目と5番目について、若干お聞きしたいと思います。

社会福祉協議会の有償ボランティア「ほほえみ」を利用して、送り迎えとかをお願いしているという方がいらっしゃるということをご答弁いただきました。その中でありますが、例えば、ほほえみというところ、ファミリーサポートセンターに格上げだか、格下げだかわかりませんが、ファミリーサポートセンターにできないのか。そういうのはいかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今、本市の社会福祉協議会で展開しております在宅有償サービスのほほえみでございますが、この利用会員の中には、やはり高齢者世帯、身体障がい者世帯、母子家庭、いろいろございまして、子育て以外いろんなサービスを提供しているということでございまして、いわゆる厚生労働省の子育て支援のメニューとして、ファミリーサポートセンターがあることは私ども承知しておるんですけれども、そのファミリーサポートセンター、交付の要件としては会員が100人以上ということで、これについては、あくまでも地域においての子どもの預かり等の援助ということですので、サービス内容が子どもに限定されているということで現時点の本市の社会福祉協議会のほほえみをファミリーサポートセンターに移行するというのはかなり厳しいのではないかと、そのように考えているところでございます。

○新宅雅子君

ありがとうございます。わかりました。

それでは、先ほど最後の防災の件ですが、災害時要援護者の例えばガイドラインの見直しとか、そういうことは、前にもそういうご質問があったと思いますが、要援護者の避難支援のガイドラインの見直し、その辺のところは、見直しはしていらっしゃるのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今のガイドラインの件については、要支援者の避難支援の全体計画においては、防災課を中心にして策定済みということで、実際、個々の個人に対する個別計画が、その後にあるわけですが、そのことについては、まだ、進んでいないという状況でございまして、やはり一人ひとりに対して、例えばその人の体の状況とか、その人をサポートする人を選ばなければいけないとか、そういう個別個別、一人ひとりにあたらないといけないということで、なかなか作業が進んでいないという状況でございます。

○新宅雅子君

先ほど市長から緊急時の場合は、個人情報乗り越えられるというか、情報を集められる、

個人情報でも緊急時の場合は使えるというふうなお話がたしかあったと思うんです。私も個人情報というのは、何でも保護するような気がして、すごく戸惑ってしまうんです。例えば茂原市は、緊急時の要援護を必要とする人は手を挙げてくださいと、そういう方法をやりましたよね。皆さんご存じだと思いますけれども、そうしたら7人、茂原市の中で7人だけが「私、お願いします」とそういう感じで手を挙げたと思うんです。八街市の場合は、手挙げ方式ではなくて、民生委員さんとかを通じて個別に取り上げていくというように理解してよろしいのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

議員のおっしゃるとおり、私どもとしては、やはり同意方式を中心として整備していきたいということで、なぜ、同意方式ということを考えているかといいますと、実際、要援護者の理解、あるいは承諾、こういったことをあらかじめ得ておく方が、いざというときの避難にも円滑にいくだろうという考えのもとで、私どもは同意方式を中心に今現在進めておるところでございます。

○新宅雅子君

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、公明党、新宅雅子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時55分）

（再開 午前11時05分）

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党、服部雅恵議員の個人質問を許します。

○服部雅恵君

公明党の服部雅恵でございます。通告に従いまして、順次ご質問させていただきます。

質問事項1. 教育問題についてご質問いたします。

要旨（1）いじめ根絶に向けた本市の取り組みについてお伺いいたします。

現代社会における青少年をめぐる環境は、急速な少子化や就業形態の多様化、情報社会の進展などで、大きく変化しております。そうした中、少年による重大事件やいじめは後を絶ちません。これまで、国においても公明党は、いじめ問題に対して、いち早く警鐘を鳴らし、さまざまな対策を提言してきたところでございますが、いじめの実態を深刻に受け止め、さらに効果的な防止策を早急に講ずることが必要だと考えます。八街市の子どもからは、いじめめる子もいじめられる子も、そしていじめを傍観する子も1人出さないとの強い決意のもとでの取り組みをお願いするところでございます。

そこで、お伺いいたします。

①いじめの早期発見に対する本市の取り組み、また、いじめがあったときの早期対応についてお伺いいたします。

②いじめは、内からいじめが悪いと変わっていく必要があります。2007年、カナダで「ピンクシャツデー」という運動が始まりました。これは、ピンク服の中3の男子がいじめられたときに、高3の2人が、その日のうちに50枚のピンクシャツを購入し、メールや掲示板で友人、知人に呼びかけ、翌朝2人は50着を呼びかけた人に配って着てもらいました。すると、それ以上の学生が賛同し、学校がピンク色に染まり、いじめが消えたというものです。以降、毎年2月最終水曜は、学校、職場にピンクで登校・入社と定着、世界中に賛同者が続出し、2010年で75カ国が参加と世界へ広まっております。

また、日本でも市川市の南行徳中学校で、いじめ撲滅を目指して、オレンジ色のリボンに胸に付ける「オレンジリボンキャンペーン」が始まりました。キャンペーンは、校長先生が「いじめをなくす手だてを考えよう」と呼びかけたのがきっかけとなり、生徒会で話し合い決定、「いじめに対し、いじめをなくすことに積極的に参加・協力することを誓約いたします」と書かれた誓約書との交換で、リボンを付けるもので、多くの学生たちの胸のオレンジリボンがいじめることへの抵抗感につながるというものです。いじめ根絶には、このようにいじめを許さない学校づくりが大切だと思います。

そこで、本市では、どのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

③教育委員会では、具体的にどのような支援をされているのか、お伺いいたします。

要旨（2）いじめ防止条例についてお伺いいたします。

兵庫県小野市では、平成20年に全国初の「いじめ防止条例」を制定しました。これは、学校におけるいじめだけでなく、家庭、職場、地域社会などにおけるいじめ、虐待、暴力等に焦点を当てた全国に例のない、いじめに対する理念条例です。いじめは実際に身近に起こっています。しかし、より認知しがたくなっており、パソコンや携帯電話によるインターネット上での陰湿ないじめも増えております。

そして、いじめられている子は親にも教師にも、そのことを言えないで苦しんでいます。しかし、休み時間にいつも1人である。また、休みがちである。そのような予兆があるはずで、いじめる側にも粗暴であったり、人間関係がうまくつくれないう等の共通の問題点を抱えていることが少なくありません。

そこで、こうしたいじめのサインを早期に発見するために、教師をはじめとする学校関係者、保護者、そして地域の協力が必要と考えます。市民一人ひとりがいじめの問題に対する意識を高めることが、いじめ防止につながるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

①本市として、いじめ防止条例制定のお考えについてお伺いいたします。

質問事項2. 子育て支援についてご質問いたします。

要旨（1）市立幼稚園の時間外保育についてお伺いいたします。

働くお母さんが増えている今、少子化対策の上で仕事と子育ての両立を希望する全ての女

性が安心して生活できる環境の整備が望まれます。しかしながら、市立幼稚園の預かり時間は短く、保育園を選択するしかありません。

そこで、お伺いいたします。

①市立幼稚園でも、お母さん方のニーズに応じて、時間外保育を行うことができないか、お伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。明解なるご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（川島澄男君）

個人質問12、公明党、服部雅恵議員に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 教育問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを十分認識し、未然防止に努めるとともに、日頃から児童・生徒が発する危険信号を見逃さず、いじめの早期発見に努めてまいります。あわせて、学校等における相談機能を充実し、児童・生徒の悩みを積極的に受け止めることができるようにします。そのために、学級担任も他の教職員もいじめを見抜く目を養うための研修を行い、子どもたちとの信頼関係を深め、悩みを早く解決できるようにしていきます。

いじめが発生した場合は、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、学校全体で一致協力して組織的に対応していきます。また、事実関係の究明にあたっては、保護者や友人関係等からの情報収集を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行います。そして、学校は、いじめを蔓延させないために、学級、学年、学校全体を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを徹底して指導してまいります。

次に②ですが、まず「自分がされていやなことは他人にもしない」「いじめは人間として絶対に許されない」という人権意識を日常から指導してまいります。それには、教師一人ひとりが、いじめは許さないという意識を持つと同時に、児童・生徒の心を育てることが必要です。

道徳の授業や学校生活全体を通じて、「自分を大切にすること」や「他人を思いやること」を心に根付かせていくとともに、誰もが安心して生活できる学校を築いていくという意識を、学級・学年・全校で高めていきます。

また、教師は、1人で問題を解決しようとすることなく、組織的に対応し、必要があれば関係機関に協力を依頼するなど、いじめは絶対に許さないという強固な意識を持って指導してまいります。

次に③ですが、教育委員会では、いじめの状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて、実態の的確な把握に努め、連携した対応ができるように留意しております。

1学期のいじめ調査の結果につきましても、夏休み中に聞き取り調査を行い、各学校で起きたいじめの詳細を把握した上で、指導助言にあたりました。これらは、今後も継続してま

います。

学校や保護者等からいじめの報告・相談があったときは、その実情の把握を迅速に行いながら、学校への支援や保護者等への対応にあたっております。

報告されたいじめの実態及び状況によっては、関係機関との連携を図り、柔軟かつ弾力的な対応をしております。

今後もしじめの問題に関しては、必要な指導・助言を行ってまいります。

次に（２）①ですが、いじめの撲滅にあたっては、学校や家庭、地域社会が一丸となって取り組むことが必要であります。条例の制定は、そのための手だての１つであると認識しておりますが、具体的な内容や方法、実効性などについて十分な議論も必要と考えます。

八街市では、幼小中高連携教育に取り組んできております。今後も連携教育推進の中で、それぞれの学校が児童・生徒の豊かな心を育みながら、家庭教育力や地域教育力の向上を目指し、いじめ撲滅にも取り組んでまいります。

したがって、現在のところ、いじめ防止条例の制定につきましては考えておりません。

次に、質問事項２．子育て支援について答弁いたします。

（１）①ですが、各市立幼稚園では、現在、放課後や長期休業中に園庭開放を行い、時間外の幼稚園施設の開放に取り組んでいるところです。

時間外保育は教育課程に係る教育活動終了後に行う保育ですので、幼稚園教育の基本を踏まえ、検討していくことが重要と考えます。幼児への負担や家庭、地域生活への配慮、保護者との連携等に留意していくことはもちろん、人的配置の考慮も必要と考えます。

今後も保護者や地域の声を聞きながら、検討を行ってまいります。

○服部雅恵君

ご答弁ありがとうございました。それでは、自席にて何点か、再質問をさせていただきます。

まず、いじめの方ですが、先日の木村議員の質問に対するお答えの中で、アンケート調査も行っていると聞きいたしました。その中で、いじめにつながる可能性があるとき、指導主事が聞き取り調査を行うというお話もございましたが、実際にそういう中からいじめが見つかり、そして解決したという事例はございますでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

いじめ発見のきっかけですけれども、いじめられた児童・生徒からの訴えが一番でございます。報告の方法ということでございますけれども、いじめの直後に報告する児童・生徒もいれば、また、学級担任との交換ノートである生活の記録から報告を受ける場合もございます。また、いじめアンケートからの報告もございます。

児童・生徒からの報告が多いのは、日頃から学級担任との人間関係づくりが良好であるということや、保健室・相談室における専門の教諭が児童・生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制もできているというふうに考えております。

児童・生徒からの訴えに対しましては、教職員は謙虚に耳を傾けまして、その上で関係者

全員が一致協力して、いじめ問題に取り組んでいるというところがございます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。本当に信頼関係がないと、いじめられているということは、なかなか言いにくいと思うので、その辺はこれからも、しっかり信頼関係をつくっていただきたいと思います。

あと、やはりそういう中でも、なかなか言えないということもあると思うんですね。そういうときに、例えば親御さんに対して、いじめ発見チェックシートといいますか、行っている自治体もあるんですが、例えば食欲がなくなってきたとか、お金使いが荒くなってきたとか、電話に出たがらない、また、携帯電話の料金が高くなってきたとか、いろんなそういうチェックをするような、そういう親に対する、そういうアンケートみたいなものがあるのでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

ただいまご質問がありました、親に対しての発見チェックシート、そういったものは、現在、八街市にはございませんけれども、今までのいじめ調査の方法を見直すということで、校長会と教育委員会では、この夏休みの間に新しい、いじめアンケートの内容、実施方法について検討をしたところがございます。その結果、新たな方法で実施するということを決めたところがございますけれども、まず、その方法ということでございますけれども、市の校長会より、いじめ撲滅に向けてのお知らせを市内小中学校全保護者に配付をします。その中でいじめアンケートの実施方法についても説明するということとしております。

アンケートは市内の小学校、中学校がそれぞれ統一した内容で実施をします。

また、実施の方法でございますけれども、1つ目といたしまして、アンケート用紙を児童・生徒に配付し、家庭に持ち帰らせて実施をしてもらいます。

2番目といたしまして、回答したアンケート用紙を保護者が確認をしていただきます。

それから、3番目といたしまして、確認後、アンケート用紙を封筒に入れて、封をして学校へ提出する。

以上が新しい、いじめ調査の方法と。これは2学期から実施したいというふうに考えております。

これによりまして、安心して本音を書くことができるものというふうに考えております。以上です。

○服部雅恵君

ありがとうございます。一歩進んだ情報提供ができるかなという気がいたします。確かに、また、そのアンケートに目を向けていただいて、本当にいじめ撲滅に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

あと、例えばいじめに遭ったお子さん、また、親御さんに対する支援というの、とても大切なことかと思えます。例えば、いじめによって学校に来られなくなったりとか、例えば転校を余儀なくされるという事例もなくはないかと思うんですね。そういう中で、横浜市で

は、市役所内に犯罪被害者相談室というのを設けているというのを伺いました。また、この被害者の気持ちに寄り添いながら、きめ細かく支えていくということも、とても必要なことかと考えます。

本市としまして、このような窓口というのを作るというか、そういうことはできないのかお伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

そういった窓口という形では設けておりませんが、いじめの被害者の支援の対応ということで、在籍している小中学校の職員が常に被害者の側に立った対応に努めているということはもちろんのこと、市教育委員会においても同様に対応を図っているというところでございます。

学校、教育委員会以外の窓口ということでございますと、市社会福祉協議会で実施しております心配事相談や法律相談、これも利用していただくような対応を考えておるところでございます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。でも、その中では、なかなか本当に寄り添った対応というのが難しいかなという気もいたします。人間的なこともございますので、すぐにとというのは無理かと思いますが、例えばカウンセラーがいたりとか、本当にそういう被害に遭った子たち、また、親御さんに対しても本当にしっかりとした支援をしていくような、そんな試みもこれからしていただけるようにご要望したいと思っております。よろしくお伺いいたします。

あと、いじめ防止条例なんですけど、今朝ニュースでもやっておりましたが、今、学校だけではなく、職場でのいじめが大きな問題になっており、仕事に行けない大人が増えているという、そういうニュースがありました。本当にいじめは100パーセントいじめた方が悪い。いじめは絶対に許さない。そういう強い決意をあらわすために、まだ、条例制定というのは考えていないという、さっきご答弁がございましたが、ぜひ、本市として何かしら条例の制定が一番なんですけど、本当にこれをしていくという、そういう強い決意をもう一度お伺いしたいと思えます。

○教育次長（長谷川淳一君）

教育長の答弁の繰り返しになりますけれども、改めて、今現在はいじめ防止条例の制定については考えておりません。ただ、先ほども教育長から答弁いたしましたように、八街市の幼小中高連携教育、これをさらに推進するというところで、家庭教育力、地域教育力の向上を目指して、いじめ問題にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○服部雅恵君

非行少年少女と本当に関わっている、夜回り先生と異名を持つ水谷修氏が、この前、識者インタビューで新聞に出ていたんですが、本当に全ての大人へということで、いじめはきちんと解決しておかないと、必ず一生残る傷を負う。だから、ただ逃げろとだけ言うのは無責任過ぎる。子どもにはいじめに決着を付けてから、次の人生を始めさせるべきだということ

で、本当にいじめられている子も、また、いじめた子もこれからの人生をしっかりと自分で切り開いていくためにも、本当にいじめというのをうやむやにせず、きちんと解決をしながら進めていただきたいと思います。本当に大変なことかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

では、続きまして、幼稚園の時間外保育ということで、先ほどご答弁がございましたが、本当に今待機児童ということで、保育園の待機児童は年々増えている一方で、幼稚園は定員割れをしているという現状がありますよね。その中で、社会保障と税の一体改革関連法案の子育て関連3法で、公明党の主張を多く盛り込む形で修正合意されて成立したんですが、その中で認定こども園が拡充、強化されることになったわけなんですけど、本市としまして、すぐに幼稚園が、ゼロ・1・2歳を受け入れるというのは、施設のにもとても難しい状況かと思ひます。ただ、本当に幼稚園の時間を延ばして、例えば保育園の4・5歳児が幼稚園に流れ、そして保育園の空き教室をゼロ・1・2歳児に充てると、やはり何かしら斬新的な形を何かしらそういう施策をとっていかないと、待機児童解消にはつながらないんじゃないかなと思ひます。

本市としてのこの認定こども園についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

今、議員がご指摘のとおり、通常国会で最初政府提案で、子育て関連3法案ができて、6月に民自公の3党の修正ということで、その修正の方が8月10日、参議院の方で成立したということで、その中で、当初、総合こども園構想が変わりまして、認定こども園の制度を改善するというところで、特に幼保連携型こども園の改善ということで、通常、前まで認定こども園については、厚生労働省と文部科学省ということで、手続が煩雑ということで、なかなか認定こども園が増えないと。多分、今年4月で911カ所ぐらいしか。当初2千カ所ということで、政府の方は想定しておったそうなんですけれども、911カ所ということでなかなか伸びない原因として、文部科学省と厚生労働省の関係があったということで、今回幼保連携型こども園については、単一の施設として、基本的には内閣府が所管ということになるかと思うんですけれども、単一の施設として、認可・指導・監督を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としても法的に位置付けを持たせたということになるわけなんですけれども、基本的には前と同じで、ゼロ歳から1歳児を義務付けていないということがございまして、実際本当に待機児童の解消につながるのかどうかというのが疑問視されているところでございますが、議員がご指摘のとおり、私としては、八街市内における既存の資源、抽象的なんですけれども、具体的に言うと公立あるいは私立の幼稚園、特に私立の幼稚園については、結構空き室が多いということもございまして、そちらを有効的に活用できないかということも、3月議会の方では答弁させていただいたんですけれども、今、国会情勢がございまして、今、市の中では検討を始めておるところではないんですけれども、例えば調理施設に関する財政支援を行うとか、例えばさっき議員がご指摘のとおり、幼稚園側に3歳以上を引き受けていただきまして、その関係で3歳以上の認可保育児のいる児童の方を受け入れ

ることで、私ども保育園の定員の方は余裕ができて、そのことによって、ゼロ歳・1歳の教室ができますので、そうすると待機児童の解消につながるのではないかとということも非常に大きな考えだと思います。その辺につきましては、私ども市民部と教育委員会がこれから相談、協議しながら、私ども幼稚園の意向等々も踏まえまして、基本的には財政支援が前提になろうかと思えますけれども、それプラス、あと認可外の保育園等についての今回、私ども認可制になりますので、いろいろな方法を考えながら待機児童の解消を図っていくということで、認定保育園に限定することなく、いろんな方法で待機児童の解消を今後図っていくということで、内部的に検討させていただきたいというようなことでございます。

○服部雅恵君

大変前向きなご答弁、ありがとうございます。本当に今おっしゃっていただいたように私立の幼稚園、また、認可外保育園、いろんな壁を取り払い、本市として本当にこういうふうにしていくというような、そんな待機児童解消に向けて本気になってお考えいただきてしっかり協議していただきながら、待機児童解消につなげていただければと思います。本当によろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、公明党、服部雅恵議員の個人質問を終了します。

次に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。私たちは会派の視察として、7月3・4・5・6日の4日間、3.11の被災地である岩手県と宮城県を訪問させていただき、いろいろな体験とさまざまな被災地での声を伺ってまいりました。

報道等で見ることと、その場所へ行き、現地に立ち見ることの大きな違い。貴重な体験をさせていただき、心の中にきっちり刻み込んで帰ってまいりました。例えば津波1つにとりましても、押し寄せる波で町が消滅したところ。あるいは、押し寄せた津波で引き返す波によって集落が消えたところ。いろいろな思いを伺ってまいりました。中には、地区によっては、陸前高田市などは社会福祉協議会の会長さんがおられる地域が、その引き潮によって集落が一瞬に消えてしまったということも伺ってまいりました。

大船渡市の職員の方は、自分たちは津波警報が出た段階で、いる場所は決まっていたと。どこの地域に行き何をするかは指定されていたと。そこへ行ったことによって、自分たちは家族と10日間、連絡が途絶え会えなかったということも伺ってまいりました。それぞれ被災地の行政の職員の方々は、市民のためにという思いから一生懸命活動されたということをしみじみと伺ってまいりました。

そういう中で、災害はいつ来るかわからない。今現在も南海トラフ地震、首都直下型地震等が報道等で毎日のように叫ばれております。そういう中で自分たちの街で、今、何をしなければいけないのか。できることをまずやっていくべき、片付けるべき。いろいろな問題が

あると思います。行政だけでなく、我々議員も、また市民もともに参加して処理できることはあるかと思います。

そういう中で、今日は災害・防災・危機管理について、15項目について質問をさせていただきます。

質問要旨の第1は、防災意識の向上についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、火災・防災予防対策・危機管理についてお伺いいたします。

質問要旨の第3は、建築物の耐震化等についてお伺いいたします。

質問要旨の第4は、災害時要援護者等の安全確保のための体制整備についてお伺いいたします。

質問要旨の第5は、地震や風水害等の職員の出動態勢及び周知についてお伺いいたします。

質問要旨の第6は、職員の緊急招集時の配置についてお伺いいたします。

質問要旨の第7は、避難場所の非常時の体制と避難所の体制についてお伺いいたします。

質問要旨の第8は、職員の避難訓練だけではなく、緊急時等の体制訓練についてお伺いいたします。

質問要旨の第9は、災害時の情報収集及び停電時の通信体制についてお伺いいたします。

質問要旨の第10は、指定避難場所のない区や区未加入市民の避難についてお伺いいたします。

質問要旨の第11は、帰宅困難者対策についてお伺いいたします。

質問要旨の第12は、保健衛生・防疫・廃棄物等対策についてお伺いいたします。

質問要旨の第13は、社会福祉協議会等の連携についてお伺いいたします。

質問要旨の第14は、ボランティア団体との協力体制についてお伺いいたします。

質問要旨の第15は、幼保小中学校における児童・生徒の安全対策についてお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問を終了いたします。市民目線での的確なる答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問13、やちまた21、加藤弘議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 災害・防災・危機管理について答弁いたします。

(1) ですが、昨年が発生した東日本大震災や7月の九州北部豪雨、8月に発生した京都府のゲリラ豪雨などの被害情報がニュース等で多く報道され、市民の方の災害に対する防災意識は以前にも増して高まっているものと思われま

市としましても、市民の方の防災に対する意識をさらに高めていただくよう、広報やちまた9月1日号において「自分の身は自分で守る」ことを基本に災害に対する心構えを呼びかけたところであります。

また、例年行われております産業まつりにあわせて開催しております防災フェアにおいて、佐倉市八街市酒々井町消防組合とともに、防災グッズの配布などを通して防災意識向上のた

め啓発に努めているところでございます。

さらには、地域ごとに実施されている防災訓練等におきましても、消防署により煙体験の実施、消火器の実施訓練をしていただき、また県より地震体験車を借用し、市民の方々に揺れの体験をしていただいているところであります。

次に（２）ですが、火災や地震、風水害などの災害に対する予防、危機管理体制の確立は非常に重要なことであると認識しております。火災予防につきましては、既に住宅用火災警報器の設置が平成２０年６月から義務化されており、消火器についても設置が進められているところであり、春・秋の火災予防週間にあつては、消防署、消防団において啓発活動を行い、市民に火災予防についての意識の高揚を図っているところであります。

地震や風水害対策につきましては、地域防災計画の中で震災対策編、風水害対策編として具体的な対応策を定めているところであり、現在その修正作業を行っているところであります。

次に（３）ですが、市庁舎におきましては、代表質問３、林修三議員に答弁したとおり、第２庁舎以外は、昭和５６年以降の新建設基準法にのっとり建築され、耐震基準に適合していることから、現在のところでは問題ないものと考えております。

第２庁舎につきましては、一部改修が必要との耐震診断の結果が出ていることから、全面改築、新築移転、現有施設での執務場所の移転等、あわせて概算経費や時期等も検討しているところでございます。

教育施設につきましても、代表質問３、林修三議員に答弁したとおり、平成２５年度から２６年度にかけて、朝陽小学校、交進小学校、川上小学校、八街東小学校、八街中学校の５校の耐震補強工事を実施して、学校施設が完了する計画となっております。

なお、中央公民館の南棟につきましては、財源確保の見通しができ次第、実施予定としております。

また、昭和５６年５月３１日以前に建築された木造住宅に助成する八街市木造住宅耐震診断費補助金につきましては、平成２２年度は１件、平成２３年度は２件、平成２４年度は８月現在で６件の申請状況となっております。

耐震診断の結果、判定値が１．０未満の木造住宅に対しましては、八街市木造住宅耐震改修費補助金を平成２４年度から助成しており、８月末現在で３件の申請状況となっております。

次に（４）ですが、災害発生時において要援護者の避難誘導や安否の確認、避難所等での生活支援を的確に行うためには、要支援者情報の把握と避難支援者関係機関での情報の共有が必要であります。

高齢者の世帯については、地区の民生委員が把握し、市役所福祉課へ提出していただいております、ひとり暮らし福祉票、高齢者世帯福祉票がございます。民生委員の方々が把握していない、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の掘り起こしとしましては、今後、広報紙等を利用し、高齢者本人から情報をいただきまして、災害時の安全確保に努めたいと考えており

ます。

また、障がい者についても、障がいに係る手帳の情報や福祉サービス利用に係る情報などにより、要援護者の把握に努めるとともに、地域からの詳細情報収集についても障害者団体等との連携を図りながら安全確保のための体制整備に努めてまいりたいと考えております。

なお、このような要援護者等の支援につきましては、現在、修正中の八街市地域防災計画の中でも重点項目の1つになるものと考えております。

次に（５）（６）につきましては、関連がありますので、一括して答弁いたします。

地震や風水害等の出動態勢につきましては、八街市地域防災計画により、対応しているところでございます。

地震対策につきましては、大規模災害が発生し、また、発生する恐れがある場合には、八街市災害対策本部を設置し、災害応急対策を速やかに実施することとなっており、職員の配備体制や事務分担等に関しましても、八街市地域防災計画を基本に対応しております。

具体的な配備体制としまして、地震が発生し、震度４を記録したときには、注意配備をとることになります。注意配備によって配備を要する課等は、防災課、総務課、道路河川課等であり、配備内容は、災害情報収集、連絡活動が円滑に行える体制を整えることとなっております。

また、震度５弱を記録したときは、警戒配備をとることになります。警戒配備によって配備を要する課等は、総務部、建設部、経済環境部の各課等であり、注意体制を強化し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制を整えることとなっております。さらに震度５強以上を記録したときには、全庁体制により私を本部長とする災害対策本部を設置することとなります。

次に、風水害等の対策としましては、注意報または各警報が発令され、災害が発生する恐れがあるときは被害を最小限に止めるために、初動緊急体制としまして、副市長を中心に速やかに職員の出動態勢が整えられるよう対策会議を開催し対応しているところであります。

職員を動員する伝達方法については、勤務時間内においては庁内放送、電話等により行います。休日、夜間等緊急に招集を要する場合の伝達方法は、電話等の緊急連絡網により行うこととなっております。

次に（７）ですが、避難場所につきましては、公共施設を中心に３０カ所を指定しております。

災害が発生し、避難所を開設する場合には、市役所に設置する災害対策本部から市職員を避難所に送り、安全を確認した上で開設することとしております。

しかしながら、昨年の東日本大震災を踏まえると、夜間や休日等において交通アクセスの途絶により、市職員の参集が難しい場合が想定されます。

そこで、市では、そのような場合に備え、避難所付近に居住する職員をあらかじめ定めておき、直接現場に駆け付け、速やかに避難所が開設されるような体制づくりに向けて準備を進めているところであります。

避難所が開設された場合には、避難された方の名簿等を作成し、人数の把握をするとともに被害状況の聞き取りなどを行い、災害対策本部に随時最新情報を連絡することになっております。

このような対応方法も踏まえ、現在、避難所のマニュアルを整備しているところであり、体制づくりに努めております。

次に（８）ですが、緊急時等の訓練につきましては、消防法第８条により作成された消防計画に基づき避難訓練を実施しており、本年も今月に実施訓練を行う予定であります。

また、現在、見直しを行っている地域防災計画の修正完了後に本計画に基づいて緊急時における初動体制の確立に向けて訓練の実施について検討してまいりたいと考えております。

次に（９）ですが、災害時の情報収集につきましては、八街市地域防災計画におきまして、災害情報の収集・伝達計画が定められております。

現在、市民への情報伝達手段として利用している防災行政無線につきましては、本年度、現在のアナログ方式の一部をデジタル方式に移行する準備を進めており、これにより電話不通時や停電時になっても防災行政無線の子局のある避難所と災害対策本部との双方向連絡が可能となりますので、今後は災害時における情報収集を含めた通信体制が図られると考えております。

また、本年度、各消防団に携帯型無線機を配備する準備を進めており、これにより、災害時における情報収集等の連絡体制が速やかに行われるものと考えております。

次に（１０）ですが、市が指定している３０カ所の避難場所につきましては、全市民を対象にするものであります。なお、指定避難場所は全ての区にあるわけではございませんので、災害時には最寄りの避難所に避難していただきたいと考えております。

また、広報やちまた９月１日号では日頃から災害時に備えて、各家庭内で話し合いを行うこと、避難所を確認しておくことなど、地震発生時に最初にとっていただく行動等を周知しておりますので、ぜひ、参考にいただき災害時に備えていただきたいと考えております。

次に（１１）ですが、昨年の東日本大震災の際には、総武本線が不通となり、約１００名の方が帰宅困難者となりましたので、八街中学校武道場を避難場所として開設し、対応したところであります。今後、大規模災害等が発生した場合における帰宅困難者の対応については、昨年の経験を踏まえますと、避難所の開設・運営とあわせて地域防災計画の中でも重要である対策の１つであると捉えております。

なお、本年７月に学校法人千葉黎明学園のご好意により災害時における避難所施設利用に関する協定を締結していただいたところでありますので、帰宅困難者の対策としての利用も可能であると考えております。

次に（１２）ですが、大規模災害等が発生した場合、ライフラインの長期停止等により被災者の健康が損なわれることが予想されることから、医師会等との連携により、保健活動班を編制し、巡回による被災者の健康状況の把握等を行い、保健健康衛生活動に努めてまいります。そのために、現在、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、八街市薬剤師会と協定を

結んでおります。

防疫対策としましては、感染症の流行及び食中毒の発生、感染症の流行蔓延等を未然に防ぐ措置を県・関係機関と連携を図り、講じてまいりたいと考えております。

また、廃棄物等につきましては、災害により平常時を大きく超える量の廃棄物が発生しますので、災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定を活用し、迅速にその処理状況を把握し、輸送ルートを確認するなどして対応してまいりたいと考えております。

次に（１３）（１４）につきましては、関連がありますので、一括して答弁いたします。

大規模災害等が発生し、甚大な被害が発生した場合には、市職員だけでは対応できない部分が多くあると予想され、このような中でボランティア団体の活動支援は、大変重要であると考えているところであります。

また、ボランティア団体を受け入れて活動をスムーズに進めていくには、社会福祉協議会との連携が非常に重要であると考えているところであり、このことを踏まえて、現在、見直しを行っている地域防災計画の中でボランティア活動環境の整備について定めていきたいと考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項１．災害・防災・危機管理について答弁いたします。

（１５）ですが、東日本大震災以降「自分の命は自分で守る」という考えが重要視されております。このことを受け、八街市内の小中学校においては、学期ごとに一度の割合で避難訓練を実施しております。

訓練の内容といたしましては、時間を知らせずに実施するなど、どのような状況でも避難できることを想定し、取り組んでいる学校もあります。

幼稚園及び保育園においても、園児の発達の段階を考慮しながら、定期的に避難訓練、防災訓練、不審者侵入想定訓練を実施しています。

また、被災地から講師を招き、実情と学校にできる災害時の活動等を講演していただくなどの防災教育に取り組んでいる中学校もあります。

○議長（鯨井眞佐子君）

会議中ですが、昼食のため休憩いたします。

午後は１時１０分から再開いたします。

（休憩 午前 11時55分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○加藤 弘君

答弁ありがとうございました。自席にて何点か、再質問させていただきます。

防災計画は、一応、外部へ委託ということで、昨日からもお話がございましたけれども、

現在、市で行っている協働のまちづくり市民講座も何回か行われております。せっかく、こういう講座を市民とともにということで実施しているわけですから、今回はここまで来てしまっていますので、今後やはりこういうことが起きた場合、見直しとか、新たな計画を作る場合、せっかく市民講座を開いているわけですから、そういうものをうまく活用して、市民の声をもっと反映できるような形。現実問題、パブリックコメントというお話もございましたけれども、なかなかそれに目を通してくれる市民の方というのは、現実的には少ないんじゃないかと思っておりますので、作る過程でできるだけ多くのいろいろな形の専門的な知識を持った方に参加していただいて、作っていくよう努力していただきたいと思っておりますけれども、その辺は、今後の見方としていかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今後ということで、お話をさせていただきましたけれども、今回、委託に至った経緯を若干説明させていただきます。これは、先般の議会でも説明をいたしましたけれども、今回のその計画の見直しにつきましては、県の地域防災計画、これと整合性を図る必要があるということ。それから、東日本大震災のような想定を上回るといいますと、また、語弊がありますがけれども、そういった地震の規模、あるいは被害状況などを考えると、早期の見直しが必要だということで、委託にしたということでございます。

具体的に言いますと、情報の分析であるとかには、非常に専門的な知識とか、技術を必要とするということもございます。また、非常にご承知のとおり厚い冊子になっております。盛り込むべき内容も多いということで、ボリュームが相当程度なものになるということで、その中での正確性であるとか、迅速性というような観点から委託という選択を今回はさせていただきます。こういったものについては、今後も委託という形を取らざるを得ないところもあると思いますが、いずれにしても、市民協働というようなこともございます。市民と一緒にあってあらゆるものに対応していくというようなこともございます。ご指摘のようなことについては、十分今後ご提言として承っておきたいと思っております。

それから、今後どういった形で反映させていくか。この計画、委託ということではございますけれども、昨日もお話をさせていただきましたが、ここまでに至る間に昨年、地域防災有識者会議というのを開催しております、そこで意見をいただいております。その中にはアンケートも行っております。

それから、消防団の方からも意見聴取、これを行っております。

最終的には、この地域防災計画は、防災会議によるものになるわけでございますけれども、この防災会議のメンバーにつきましては、昨日もお話を申し上げましたが、規定によりまず行政機関などの職員に加えまして、市長が必要と認めた方、これらの方も委員とすることができるといことで、市長の方も市内にお住まいの有識者として、各分野の代表者の方などにも委員として参加をしていただきたいということも指示を受けております。

今回、作業過程においては、一般の方に関わってもらうということとはございませんでしたが、今申し上げたとおり防災会議の委員として、市内在住の有識者の参加の方、それから先

ほどご質問にもありましたように、パブリックコメント、これを実施するなどによって、広く意見の集約をしていきたいというように思います。

それから、長くなって恐縮なんですけれども、この計画の策定後には、この計画で位置付けられた各種の施策、これを着実に推進していかなければならないということになります。まだ、概要ということで、詳細は私もまだ目を通してはおりません。まだ、そこまで至っていない状況なんですけれども、これも大規模災害においては、市民の方々の自覚とか行動、それから、地域の方々による相互の救助活動、これが重要であるということが確認をされておりまして、県もそのような考えに立って、市民による自助・共助、この取り組みを強化をして、我々行政側が行う公助と一体となって防災力の向上を図る。これが重要な視点となるということを県も言うております。私どもも、そういうふうと考えておりますので、先ほど申し上げましたように、策定過程には直接関与はしておりませんが、市民の方々にはこの計画内容を市民と共有できるように周知して、啓発活動も行っていきたいというように考えております。

○加藤 弘君

高齢者とか、独居の方の情報収集、これは現実的には、区や民生委員の方が行うようになるんだろうと思うんですけれども、私が住む東吉田にしても世帯数にすれば1千300軒強あります。ところが、区に入っているところは240、250軒なんですよね。そうすると例えば民生委員にしても、区に入っている方たちに対する民生委員は何人かいらっしゃいます。区に入っていない方を担当する民生委員が、たった1人しかいません。こういう中で、どういうふうに情報収集がし切れるのかと。まして、私が住む吉田なんか、団地単位で区に入っていないという状況が多々あります。その中で自分たちで自治会を作つてという状況もあるところもあるようですけれども、なかなかやはりこれが把握し切れないんじゃないかと思っておりますけれども、その辺はどういうふうに、今後、災害時の情報収集等の集め方を研究されているのか、一言お願いします。

○市民部長（加藤多久美君）

災害時の要援護者関係の情報の収集関係については、基本的に私ども福祉部門が大多数を占めるということで、私ども福祉課等々で中心に収集を民生委員等の協力を得て、今進めていると。まず、1段階目には、ひとり家庭の高齢者の方、600数人いらっしゃいますが、その方、民生委員の方にあたっていただいているということでございます。

障がい者の方については、いろいろ私どもの福祉課の方で情報等を持っておりますので、その情報を例えばご本人の方に郵送して、どういう方式をとるとか、いろんな方法は考えられると思います。ただ、町内会とか、自治会に未加入とかに限らず、いろんな方法、私どもは同意方式を考えていますが、その前に手挙げ方式というのもございます。それらを含めていろいろな角度から情報をなるべく100パーセント、うちの方で集められて、それを名簿に登載して、それを共有して、実際の災害時に活用すると。その方向に向かっていたら一番いいわけなんですけれども、やはり中には、情報を行政に与えるのを拒否するという方もいら

っしやいますので、再度内部の方で、そういう人たちの取り扱いについては、災害時だけは共有するとか、第三者に提供するとか、そういう方法もとれる可能性はございますが、その辺は私どもの方で研究させていただくということでございます。

○加藤 弘君

その辺の方向をできるだけ早くまとめてもらって、早目に情報収集をしておいていただいた方がいいんじゃないかと思います。

1つ市長にお願いしたいんですけども、今、社会福祉協議会では、災害ボランティアセンター連絡会を11月下旬に立ち上げようとしております。八街市には、ボランティア団体が69団体、現在ございます。NPOが20団体ございます。人口からいえば、結構団体数が多い街ですので、今もいろんな方たちが個人であったり、団体であったりで一生懸命活動されております。そういう方々を後押しする意味からも、市としてボランティアの街という宣言をしていただき、この方々がより以上に活動しやすいよう、また、公的な援助を受けやすいように、市の方で宣言することによってバックアップしてもらおうというようなお考えは市長としてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

ボランティアの方々におかれましては、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災におきましては、本当に心底から被災者のためにボランティアをしていただきました。そのことにつきまして、まずは本当に心から感謝、敬意を申し上げたいと思っております。

大きな災害のときには、ボランティア活動というのは、その被災者、被害に遭った方にとっては本当にありがたい団体だというふうに思っております。そういう中で、八街市としてボランティア宣言の街というお話もございました。八街市はボランティアの活動をなさる方がたくさんおられます。そうした中で、社会福祉協議会が今窓口になってボランティア活動を支えているところでございますけれども、今後、地域防災計画の中でボランティア活動の環境整備ということをして今後ともしっかりとその中に組み込んだ中で、ボランティア活動のあり方、今後、八街市として、どう取り組むかも含めて地域防災計画の中で環境整備を図ってまいりたいと、そう思っております。

○加藤 弘君

ぜひ、前向きに、活動する方たちがより以上に活動しやすい環境づくりをしていただいて、できれば後押しをしていただきたいと。お金を出せということではなくて、やはり活動しやすい環境を作ってもらおうと。そのために宣言をしていただきたいという思いでおりますので、できるだけ、市長自らがそういう方向へ向かっていていただきたいと。それで、みんなを導いていただきたいという気持ちでおりますので、その辺よろしくお願いします。

それと、先ほどの答弁の中では、震度4で3つの担当課ですね。震度5弱で3つの部、震度5強で全庁体制での出動というような答弁でしたけれども、それぞれの体制で、例えば震度4、震度5弱、震度5強で、それぞれ何人ぐらいが現実的に庁舎の方へ出動できるのか。

また、出動したら、その人たちが出動した時点で、自分はどこへ行って、何をするか、そ

の辺はどのようになっているのか。というのは、私からすると、単純な考えですけれども、行っても自分がやるのが、役割がはっきりしていないと、そこで無駄な時間を過ごす。例えば避難所を開設するにしても、開設までに相当手間取ってしまうと。無駄な時間を要するという思いがあります。その辺で今のことをお伺いしたわけですが、いかがでしょうか、部長。

○総務部長（浅羽芳明君）

このことにつきましては、勤務時間中であるか、あるいは休日とか、夜間の勤務時間外であるかによって、大きく異なるところになると思います。勤務時間中ということであれば、いずれの配備体制におきましても、そこに与えられた業務、例えば注意配備ということであれば、情報収集、これが主な業務になりますので、それに必要な人員ということで、通常の業務もありますから、その通常の業務との調整を図った上で出勤の人員を定めるということでございます。

具体的な人数というのは申し上げられないんですけれども、基本的には、そういった形でそれぞれの配備体制に応じて、基本的には全職員が、それぞれの所属の場所において事態に備えてもらうという形になっております。

それから、問題は休日とか夜間の勤務時間外ということになるんですけれども、基本的には今申し上げましたように、勤務時間内と同じ考え方で、庁舎におりませんので、可能な範囲で、できるだけ多くの職員が参集をするということになりますけれども、実態として市外に居住する職員が多くなっております。そういうふうに考えますと、交通アクセスが途絶えることなどによって、参集ができないとか、参集したとしてもかなり時間がかかってしまうということ。これは十分に考えられることでございます。したがって、現在のところはまだ実施しておりませんが、緊急時に参集できる職員数、これがどのくらいいるのかとか、参集するまでにどのくらいの時間がかかるのかというような把握、これは必要だというように考えています。そういった非常参集訓練、過去に行ったことがあるんですが、ここ数年行っておりませんので、この地域防災計画の見直し、修正を踏まえまして、この計画の修正後、災害対策本部の設置訓練のようなものもしなければいけないというように考えておりますので、そういったことも含めて体制を整えられればというように考えます。

○加藤 弘君

先ほどからしつこいようですが、災害はいつ来るかわかりませんので、防災計画ができ上がってからということではなく、時間の許す範囲で、できるだけ早く、計画はどんどん修正すればいいんですから、とにかく作ってみてください。それで、実情に対応した計画にどんどん手直ししてください。とにかく動くということが大事ですから、その辺をお願いします。

それと、通信手段ですが、先ほども幾つか伺いましたけれども、3. 1 1 のときも我々は電話があるだろう、携帯電話があるだろう、携帯のメールが使えるだろうという考えでございましたけれども、いろいろな形で、それが遮断されたり、遅れたりという形がござい

ました。ありとあらゆる通信手段、これを確保していただきたい。

今もアマチュア無線の方々が話をくださっておりますけれども、庁舎にアンテナを立ててくれとか、そういうお話もございます。市として、これは可能だけれども、こういうことは無理だよということがございましたら、また、いろいろ案を出していただいて、県もアマチュア無線との災害協定を結んでおりますので、その辺を参考にしながら、いろんな形での通信手段を確保していただきたいという思いでいます。

以上です。お願いします。ありがとうございました。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、「命を守る国保」「公共交通の充実」「高齢者対策」の3点にわたって質問いたします。

まず、命と健康を守る国保についての1点目に、医療から市民が排除されない取り組みについてです。国保税を払いたくても高くて払い切れない市民に対して、市は差し押さえなどの徴収強化をしています。八街市の国保税の収納率は引き上げのたびに低下してきました。国保税引き上げの要因は、国が国保制度の改悪を進め、国保会計に占める国庫負担の割合を1984年の49.8パーセントから2008年には24.3パーセントまで削減してきました。これにより、市町村の国保財政が圧迫されたことが原因です。市民の暮らしが悪化する中、八街市は平成16年4月に国保税を平均63パーセントも引き上げ、滞納が増加するさなかに一般会計からの制度外繰り入れを廃止しました。

平成23年度の収納率は前年度と比較すると、現年度分が約6.3ポイント上回り84.02パーセントになりましたが、過年度分と合わせると46.14パーセントです。収納率が上がったといっても、徴収強化によるものであり、市民の担税力が上がったからではありません。不況やリストラによる生活苦のもと、国保加入世帯の平均所得は約167万円となっています。

八街市は国庫負担の増額を国に要求し、容量不足の第三雨水幹線事業の見直し・凍結をし、市民の命と健康を守る市政を最優先させるべきです。そのために、4点質問いたします。

1点目に、国保税を引き下げ、資格証明書の発行を中止し、短期保険証を交付及び保険証の滞留世帯をなくし、全ての世帯に国民健康保険証を交付するよう求めるがいかがか。

2点目に、国保税の納入回数についてです。国保税の納入は基本的に年8回ですが、年金受給者の場合、年金支給時に天引きされるため年6回となり、1回に納入する額が多く、国保税を「こんなに引かれた」「病院に行けない」など、驚きや悲鳴が上がっています。相談により、口座引き落としや分割払いができることをどう知らせているのか。

また、周知徹底のためにどうするのか伺います。

3点目に、国保税減免の見直しについてです。その年の所得が50パーセント以上減少す

る見込みの場合は減免規定がありますが、50パーセント以下の規定がないために、収入の減少が2分の1以下の人は減免を利用できません。減免は支払能力の有無で決めるべきです。50パーセント以下の対応をどうするのか。また、収入については、国保税の滞納者の実態調査を実施し、生活実態に合った減免が必要と思うがどうか。

4点目に、病院窓口負担の軽減についてです。8月22日に日本共産党の志位委員長は日本医師会の横倉会長と懇談しました。その際、横倉会長は開口一番「社会保障の考え方は日本共産党と一緒に」と切り出し、「経済や地域の格差なく必要な医療を受けられるようにするというのが医師会の考え方です。そのために国民皆保険を守るという立場です」と語りました。

医療費の窓口負担について志位委員長は、消費税に頼らずに社会保障を充実させ、財政危機の打開を図る共産党の提言を説明し、窓口負担を軽減し、無料化を目指す考えを示しました。これに対し、横倉会長は医療費の窓口負担3割は限界であり、引き下げる必要があるとの認識を示し、「夢の持てる国にしたい。75歳を過ぎたら必要な医療や介護は国が面倒を見るような国にしたいですね」と語っています。

このように、日本医師会も「誰でも必要な医療を受けられるようにしたい」と述べています。また、日本医師会は会員の診療所や病院で外来患者を対象に、7月に実施した「患者窓口負担についてのアンケート調査」の結果を公表しました。過去1年間に経済的な理由で受診しなかったことがあると答えたのは1割負担の人で6.6パーセントありました。2割負担、3割負担の患者では1割を超えました。このうち半数強の患者が受診を控えた結果、症状が悪化したと回答しています。調査結果によると、外来窓口での支払いの負担感では、1割負担の人は「とても負担」「やや負担」が合わせて38.2パーセント、2割負担の人は58.3パーセント、3割負担の人は66.5パーセントと負担割合が高くなるほど負担感が増しています。八街市の高齢者の皆さんからも、「医療費窓口負担が2割になれば通院を控えなければならない」という訴えが多くあります。

また、重い病にかかった3割負担の方々からは「医者代が高くて続かない」と悲鳴が上がっており、日本医師会のアンケート調査の結果は八街市民の負担感と一致しています。病院窓口の負担軽減は緊急課題です。

そこで、70歳から74歳の医療費を現在の1割から2割に引き上げないよう、また、3割負担については、2割に軽減するよう国に求めていただきたいがいかがでしょうか。

次に、健康増進施策の充実についてですが、最初に特定健診の受診率向上についてです。厚生労働省国民生活基礎調査2010年によると、がん検診の受診率は、職業や所得によって3倍以上の差があることが、職業別に分かれている公的医療保険の種類と受診率の分析で明らかになりました。「経済格差が健康づくりに影響していると考えられる」としています。

各地で受診率を向上させるための努力がされています。苫小牧市では、4月から無料化を開始し、現在の受診率25パーセントから40パーセントに引き上げる計画です。

八街市においては、県平均より低い受診率をどう引き上げるのか。また、検診費用を補

助・無料化し、さらに、地域ごとに健康教室の開催を求めるがいかがか。

2点目に、子どもの医療費の現物給付（子ども医療費助成事業）についてですが、実施にあたっての今後の計画を伺います。

大きな2点目に、公共交通の充実についてです。

初めに、地域公共交通協議会についてです。各区から選出し、地域ごとに交通弱者の声を広く聞くことが求められていますが、公募はわずか2人のみです。これで、その役割を果たせるのか大変疑問です。各地域の実態調査が必要と思いますが、地域ごとの交通弱者、市民の意見をどう活かすのか。

また、弱者の足となる利用しやすいデマンドタクシーの導入を求めるがいかがか。

最後に、高齢者対策についてですが、ひとり暮らし世帯への対策の充実は待ったなしです。厚生労働省は8月24日、2012年の認知症高齢者が推計で305万人に上り、65歳以上の高齢者人口の約1割を占めると発表しました。厚労省の2003年時点での予想は、2020年で289万人でありましたので、予想を上回る増加となりました。

6月議会の右山議員の質問に対し、訪問専門員を配置せずに、民生委員や業者さんなど、ボランティア的な対応するという答弁でした。業者さんとの協力は一歩前進とは思いますが、それでも増加する高齢者に対応し切れません。このような対応だけでは必要なサービスを把握しきれないことが全国的にも明らかになり、自治体が責任をもって対応しているところも増えています。

八街でも訪問専門員の配置をするために、地域包括支援センターや社会福祉協議会等が協力して対応するよう求めるがいかがか。

以上の質問に対して、明解な答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問14、日本共産党、京増藤江議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 命と健康を守る国保について答弁いたします。

(1) ①ですが、国民健康保険は、自営業者や無職者等の被用者保険以外の方を対象としている制度です。高齢化や景気の低迷により、被用者保険と比較して財政力が非常に弱く、多くの補助がされていますが、国保加入者の負担が大きいことは認識しています。

本市の国保財政も非常に逼迫しており、国等の補助制度の充実が今後の国保財政の運営には必要不可欠であると認識していますので、国等に対し、より強力な補助措置を実施するよう継続的に要望していきたいと考えております。

また、国保会計は、特別会計であることから、八街市では原則として一般会計からの法定外繰入は行わないで、運営することを考えています。被保険者資格証明書は国民健康保険法第9条に規定されており、八街市においては被保険者資格証明書交付等審査会で当該年度の交付基準を定めて交付事務を行っています。

交付にあたっては弁明の機会を付与する等、対象者の方がどうしても医療を受けなければならない場合等について考慮し、また、交付対象者となる前にも納税相談通知等を送付して

います。短期被保険者証は更新の際にあわせて納税相談を実施することにより、保険税の納付が困難な方に今後の納税方針等を定めていただくことができ、滞納解消に向けて非常に有効な手段であると考えています。

平成23年6月1日時点の交付世帯数は、資格証明書が314世帯、短期保険証が2千298世帯、そのうち更新がされていない、いわゆる滞留世帯が825世帯となっています。平成24年6月1日時点では、資格証明書が226世帯、短期保険証が2千242世帯、そのうち滞留世帯が623世帯となっています。

滞留世帯の方には、3カ月ごとの保険証の更新に来庁するよう通知をしています。

保険税は国保制度運営における重要な財源となりますので、国保制度を守るため、また、保険税をきちんと納めていただいている方との公平性を保つために、資格証明書及び短期保険証の交付は欠かせない制度であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に(1)②ですが、国保に加入している方が65歳以上の方のみの世帯について、国民健康保険税を原則年金からの天引きで徴収することとなっています。年金天引きの対象となった方で、これまで保険税の滞納のない方については、口座振替を選択できる制度となっていますので、年金天引きの開始予定である旨の通知にあわせて、口座振替も可能である旨の通知も送付しています。

年金からの天引きは、法律にのっとった制度であり、今後も法律を遵守し、事務を続けていきたいと考えています。

(1)③ですが、国民健康保険税の減免による減収額は当該年度の国保会計の赤字を意味することとなるため、本来、保険税の性格にはなじみにくいものですが、現在も八街市国民健康保険税条例、八街市国民健康保険税減免要綱にのっとり、減免措置を行っており、災害に遭われた方や、貧困による公私の扶助を受ける方などが減免措置の適用を受けています。

旧被扶養者の減免世帯を除くと、平成22年度が19世帯、平成23年度が38世帯となっています。現状の条例、要綱によって納付が困難な方に救済的な措置をして行う減免は対応できていると考えています。

また、国保財政を鑑みますと、さらなる減免措置を行うのは、財政的に困難であることから、特に減免制度の見直しは予定していません。

次に(1)④ですが、70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置については、現役世代と高齢者世代との負担の公平性を確保するため、高齢者にも応分の負担を求める必要があるという観点から、被保険者等が受けた療養に係る一部負担金の割合について、平成20年4月1日以後、1割から2割に見直すこととされました。

しかし、高齢者の置かれている状況に配慮し、平成20年度から毎年度、特例措置を延長し、一部負担金の1割に相当する額を国が措置することにより、被保険者等の一部負担金が軽減され、1割となっているものでございます。

現在の特例措置の期限は、平成25年3月31日までとなっております。

その後の取り扱いについては、現在のところ情報がなく未定ですが、決定され次第、遅滞なく対応し、あわせて周知していきたいと考えております。

また、70歳未満の世代の一部負担金の軽減につきましては、財政の安定化が前提となりますので、徴収率のさらなる向上に努めるとともに、医療費の動向を見極め、国への要望も加味しながら、より安定した国保事業の運営に努めてまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、平成23年度における特定健康診査の実施状況につきましては、対象者1万8千769人に対して、受診者は4千657人で、受診率は25.9パーセントで、前年度と比較しますと、受診者数は157人増加したものの、対象者数も増加したため、同率でした。

今年度の取り組みとしては、健診受診者の増加を目指すことを目標に、特定健診だけではなく、短期人間ドック助成事業を実施するとともに、千葉県国保連合会と連携して、電話による受診勧奨を行っております。

今後も引き続き健診受診率の向上のため、市民への周知に努めてまいりたいと考えております。

また、特定健診では、現在1人当たり1千円のご負担をいただき実施しております。一定のご負担をお願いし、よりよい健診となるよう努力していきたいと考えております。

なお、地域ごとの事業としましては、生活習慣病の予防や健康増進に関する正しい知識の普及を図ることを目的として、健康教育や健康相談を実施しております。

高齢者を対象に市老人クラブ連合会からの依頼を受けて、高齢期の食事、口腔、転倒予防や骨粗鬆症等をテーマに健康教室を行っております。

また、市民の方が身近なところで健康相談ができるように、「街の健康相談室」を実施しており、本年度は、総合保健福祉センター及び南部老人憩いの家において、骨密度測定と健康相談を実施いたしました。

市で委嘱している保健推進員の方々に、運動・栄養・子育て支援と地域の健康支援の活動として伝達講習会など、一般市民向けの栄養や運動を目的とした教室を開催するとともに、老人会や連合婦人会などの各種団体に出向いていく教室も行っております。

なお、現在も地区の団体からの依頼があれば、依頼の内容や日程の調整により、健康教室を実施しているところです。

市といたしましては、今後も健康の維持増進を図るために、健康管理を自ら継続して行うことができるよう、市民の皆様の健康づくりを支援してまいりたいと考えております。

次に②ですが、子どもの医療費につきましては、現在、小学校3年生までを対象に、受給券を発行し、助成を行っていますが、本年12月1日より千葉県の医療費助成における入院費の助成対象学年が、中学校3年生まで拡大されることにあわせ、また、保護者の利便性を向上させるためにも、受給券の発行対象を中学校3年生まで拡大し、12月1日から現物給付での助成ができるよう準備を進めております。

次に、質問事項2. 公共交通の充実をについて答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本市では、今年度から「八街市地域公共交通協議会」を開催する予定であります。協議会のメンバー構成としては、国・県の公共交通担当職員、警察、道路管理者、路線バスやタクシーなどの公共交通事業者、大学教授などの学識経験者、公募委員を含む利用者や市民の代表者など25人で構成されます。

この協議会において、本市の公共交通全般に関わる課題の洗い出しや将来的な公共交通の方向性等を検討いただければと考えております。

交通弱者、市民の意見の把握についてでございますが、昨年度、開催しました公募委員8名を含む「八街市内公共交通活性化に関する懇談会」でもご議論をいただき、ご意見をいただいておりますし、市の方にもさまざまな方から直接ご意見を寄せられております。

また、現在、任意で3千世帯を抽出し、「公共交通に関するアンケート調査」を実施しております。これら市民の意向につきましては、協議会において議論する上での参考としていただきたいと考えております。

また、市では市民の交通手段として、ふれあいバスのほか、民間の路線バスやタクシー交通がございますが、路線バス維持のための運行補助金の交付や利用者の状況により、NPO法人等福祉有償運送運営協議会の開催、福祉タクシーの利用助成券の交付、ボランティア団体へのゆうあい号の貸し出しなど、交通弱者にも対応しているところでございます。

これらの施策を踏まえ、デマンド交通につきましても、総合的な観点から、議論が交わされるものと考えており、市民の利便性の向上、費用対効果等にも配慮し、さまざまな公共交通のメリット・デメリットにつきまして検証をいただき、協議会としての協議結果を踏まえて、市としての方向性を示してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 高齢者対策について答弁いたします。

(1) ①ですが、ひとり暮らしの高齢者につきましては、民生委員の方々から提出していただいております福祉票により把握をしております。ひとり暮らしの高齢者として登録されている方は、平成24年7月末現在で648人です。

ひとり暮らしの高齢者世帯への施策といたしましては、急病などの緊急事態をボタン1つで通報できる緊急通報装置設置管理事業や健康保持と安否確認を兼ね、週に1回お弁当を配達する配食サービス事業を行っております。孤立感、不安感から訪問を希望するひとり暮らしの高齢者世帯には、民生委員、傾聴ボランティアの方々にご協力をいただき、平成23年10月から試験的に訪問を開始いたしました。

平成24年4月からは、社会福祉協議会へ業務を委託し、「ひとり暮らし等高齢者訪問事業」として開始をしたところでございます。

このほか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で高齢者を見守るためのネットワークづくりのため、高齢者宅を訪問する機会の多い配達業などの民間事業者にご協力をいただき、日常業務の中で異変を発見した場合は、市へ連絡をもらい、市が安否確認を行う「高齢者見守りネットワーク」の構築を現在進めているところでございますので、現

+

在のところ、訪問専門員を配置することは考えておりません。

○京増藤江君

明確な答弁をお願いしたんですけれども、長々と聞かないことも答弁していただきました。

それでは、まず、質問、ご報告したいことがございます。子どもの医療費助成の拡大、これが小学4年生から中学3年生まで現物給付されるということでは、関係者の皆さんが本当に喜んでおられます。今か今かと待っておられた、そういう内容ですから本当に大きな期待です。これは、市長の決断もすばらしかったということ、まず申し上げておきたいと思えます。

子どもたちの医療費現物給付、これは子どもの命や健康を守るというところでは、大変大きな役割を果たす、こういうこととございます。それで、この子どもたちに対して、命と健康を守る。これをやはり国民健康保険の加入者の皆さんにも、私はぜひ広げていただきたい、こう思うわけです。そのためには、高過ぎて払い切れない国保税、これは一般会計から繰り入れをして引き下げてほしい、こう私は要望したんですけれども、しませんということでした。

では、これをしないで、ただ徴収強化だけで国保税の財政がよくなるのか。今、当面、収納率は上がってはいますけれども、国民の暮らしはそれによってどうなったのかと。これは本当に大きな問題です。

そこで、お聞きしますけれども、まず、資格証明書を発行している世帯に対して、全ての家庭に訪問として、きちんと事情を聞いて、そして資格証明書の発行となっているのか、まずお聞きします。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。資格証明書の世帯につきましては、本課、国保年金課の業務としては、まず、資格証明書等の交付審査会を経まして、対象世帯を絞り込みます。その方々には、ひと月前に今後このような状況、つまりは滞納が続きますと、資格証明書の発行を市としては行いますという通知を申し上げまして、その中で答弁にもございましたが、納税者側の何らかの理由があるということをお聞きするための弁明の期間を設けております。

その後につきましては、資格証明書が交付されてしまう、つまりはご相談にも来られないという方については、納税課の通常の臨戸徴収等の中で、資格証明書世帯の訪問を行っているところでございます。

○京増藤江君

ということは、平成24年6月1日、226世帯については、これはちゃんと面談をして対応したのかどうか。このことをお伺いします。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

今年の6月1日現在の226世帯に資格証明書が現状としてございますが、これにつきましても、訪問、全てお会いできたかどうかというのは、申し訳ございませんが、私は確認しておりません。

○京増藤江君

これが肝心なんです。資格証明書ということは、保険証がないのと同じでしょう。病院の窓口で10割負担をする。国保税を払えない世帯が10割負担をできるのかと。こういうところに面談もしないで、資格証明書ですよ。これはあまりにも冷た過ぎると私は思いますよ。自治体によっては、資格証明書を発行していないところはあるんですよ。やはり、先ほど子どもの医療費については、八街市、本当に市の方の努力、すごく大きなものがあって、早く実現できました。この国民健康保険についても、やはり子どもたちと同じように、温かみを示していただきたい。この資格証明書を発行している世帯に、やはりきちんと面談をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部参事(事)国保年金課長(石毛 勝君)

私、言葉が足らずに申し訳なかったんですが、基本的に滞納世帯、資格証明書も含んで、短期保険証も交付している世帯、こちらについては随時納税課で臨戸しまして、お会いできる機会を作るということで、業務を行っておるところでございます。そのほか、資格証明書を発行しても、現状としてお住まいになっていない方、これにつきましては、国保年金課の方で現状調査をしまして、対処をしているところでございます。

○京増藤江君

この資格証明書を発行した世帯全てに面談が必要だという、私はそういうことを聞いているわけです。それと、この資格証明書の全世帯、それと滞留世帯が市長の答弁では632世帯ということでした。この資格証明書と滞留世帯を合わせると850世帯に一部負担が3割の保険証がないということですから、本当に大きいじゃないですか。この滞留世帯に対しても、また、資格証明書の世帯に対しても、今後しっかりと面談をしていただきたい。私はこう要望しますが、いかがでしょうか。

○市民部参事(事)国保年金課長(石毛 勝君)

議員さんのおっしゃるとおり、850世帯ほど保険証が現状として行き渡っていないというのが事実でございまして、先ほど答弁にもありましたが、短期保険者については3カ月ごとのもちろん、こちらからの通知を用意してありますので、窓口の方に起こしてくださいという通知を出しております。それを含めまして納税課と国保年金課がタイアップして、今後、極力全世帯回れる、これが私どもの業務でございまして、努力してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

短期保険証である滞留世帯、これは、なぜ保険証を取りに来ないのか。その理由はどのように考えておられるのでしょうか。

○市民部参事(事)国保年金課長(石毛 勝君)

お会いできないので、なかなかお答えが難しいのですが、中にはもちろん議員さんのおっしゃるように、約束している納付が途絶えてしまったということで、市役所の方に来られないという方も中にはいらっしゃるようでございます。そのほかの方については、たまに忘れ

てしまったと、保険証は本当に必要なんですが、病院にもかからないので忘れてしまったという方も中にはいらっしゃいます。遅れても取りに来られる方も、この中でおりますので、最初の10月切り替えよりも時間がたちますと滞留世帯はどんどん減っていくという状況にはなっております。

○京増藤江君

時間がたつと滞留世帯が減るといっても、600世帯以上ですよ。それで、毎年こういう世帯はあるわけでしょう。お金があれば国保税を払うわけですから。保険証を本来ならば必要なのに、いつでも持っていなければならないのに、これをもらいに来ないということは、やはり答弁にもありましたけれども、経済的な理由もあるのではないかと。これが大きいのではないかと思います。

ですから、一番の根本は国保税が高過ぎることなんですよ。徴収強化が第一であってはいけない。国保税を払えるものにする。これが私は一番肝心だと思うんですけども、市長の答弁では公平性を期して短期保険証や資格証明書を渡すんだと。こういうふうに答弁があったんですけども、こんな公平、市民いじめじゃないですか。お金がないから払えない。命と健康をどう守るのか。私はこれは市長の大きな仕事だと思うんですよ。子どもたちへの医療費助成、これは本当に皆さん感謝しておられます。ですから市長、やはり今後、払える国民健康保険にしたいと思うんですよ、市長も恐らく。どのようにお考えなのか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（北村新司君）

国保制度につきましては、保険税が大変重要な財源であるということをご理解いただきたいと思います。今後とも国保制度を維持するために、保険税をきちんと納めていただいている方との公平性を保つと、そういうことも含めまして、この資格証明書及び短期保険証の交付につきましては、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、国へにつきましては、市長会を通じて国保制度の国の助成につきましては、市長会の中でも、しっかりと要請してまいりたいと思っております。

○京増藤江君

市長会で国保への補助金をしっかりと出すようにという要求、これは、私は本当に市として当然のことだと思うんですよ。強力に実現するまでやっていただきたいと思います。そして、市長としては、やはり市民の命をどう守っていくのか、健康を守っていくのか、これを担当任せにしないで、市長が私は自分の意思をしっかりと示していただきたい、こう思います。そして、減免規定もやはり払える国保にするためには、減免規定、これも変えていかなければいけないと思いますので、これもあわせてお願いしたいと思います。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時03分)

(再開 午後 2時13分)

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○丸山わき子君

それでは、私この9月議会最後の1人になりまして、質問をさせていただきます。

まず、防災対策の強化で安全・安心の街づくりについてであります。

昨年の3. 11以降、巨大地震がいつおきてもおかしくない指摘されており、最近では、途方もない被害想定南海トラフ地震、房総半島沖でマグニチュード8の巨大地震が起きる可能性を国土院が発表しています。市民の安全を守り、災害に強い街づくりに本腰を入れ、防災体制の強化を図ることは八街市政の急務であります。

地域防災計画について伺います。

千葉県は8月6日に地域防災計画の修正を決定いたしました。県内市町村もこれを踏まえ、地域防災計画を発表することになります。八街市は業者委託での計画づくりとなりますが、大震災の教訓を活かした防災計画が求められます。

そこで伺います。

市の計画見直しの基本的な方向についてです。減災対策の強化。生活基盤施設の安全化が重視されるのか。また、「住民の生命・身体・財産を災害から守る」という行政の責務の明確化を求めるがいかがか。

2点目に災害時要支援者の対策についてであります。

国が2009年をめぐりに策定を呼びかけた「災害時要援護者対策支援プラン」ですが、いまだその計画は示されていません。高齢者・障がい者・乳幼児・妊婦・外国人など、災害弱者の個別支援計画が早急に必要です。あわせて、福祉避難所の確保と安全対策を求めますがいかがか。

3点目に緊急輸送道路・通学路の安全確保についてです。

八街市は県道横芝線・成東酒々井線、国道126号・409号を緊急輸送道路として指定しています。県の耐震改修促進計画では、緊急輸送道路について、平成27年度までに、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要としていますが、その対策はとられているのか。

また、緊急輸送道路・通学路に面したブロック塀、石塀の安全確保への取り組みはいかがか。

この間、ブロック塀倒壊防止対策に対しては、倒壊防止助成制度を求めてきましたが、実施しないという答弁を繰り返し、パンフレットの配布で理解を求めるとしてきましたが、遅々として進んでいないのが実態です。緊急輸送道路の確保、通学路の安全を確保していくためにもブロック塀倒壊防止助成制度を求めるがいかがか。

2点目に、耐震化への取り組みについてであります。

市の耐震改修促進計画は、八街市に大きな被害をもたらす地震として東京湾北部地震の被

害想定を示しています。木造建築物の被害は約1千棟としており、耐震化の必要な家屋2千270戸のうち約半分が被害に遭うことを明らかにしています。その対策は切実です。市は耐震改修促進計画のもとに、耐震診断・耐震改修の助成金制度をスタートさせていますが、住宅耐震化の進捗状況、また、27年度耐震化目標90パーセントとするためには、どのくらいの戸数の耐震化が必要となるのか伺います。

また、今後の取り組みとして、耐震改修を促進するため、助成金の増額を求めるものです。八街市の助成額は30万円となっていますが、東金・富里・印西・白井・佐倉・四街道など、近隣自治体の耐震改修の助成金は50万円です。ここにも市の対応の弱さがあらわれています。思い切った助成で耐震化を進めることを求めます。

さらには、耐震診断を受けやすくするために、無料で簡易耐震診断を行う耐震アドバイザーを派遣する事業、こうした制度の導入や積極的に制度を知らせるなど取り組みを求めるがいかかか。

次に、交進・川上・東小の耐震化についてです。

3月議会で、市長は今年度中に耐震化計画を立てると答弁されましたが、先の質問者の答弁では、平成26年の夏休みに耐震工事をやるとのことでした。巨大地震の発生頻度は3.11前と比べて約3倍という高い状態にもあり、専門家は警戒感を強めています。

こうしたもとの、子どもたちの安全な生活の場として、また、市民の安全な避難場所として耐震化は待ったなしです。何よりも最優先した対策が必要です。

文部科学省は、今回の震災被害を教訓に学校耐震化の一層の加速の必要性から、平成24年度予算のほかに「緊急防災・減災事業」として地方財政措置の拡充を図り、実質的な地方負担を大きく軽減し、積極的な耐震化の前倒しを要請・支援しています。さらに、人員不足を補うために技術者確保に対する助成支援、建築士の関係団体への協力要請も行っており、来年度の耐震化実施は可能であり、積極的な取り組みを求めるものです。

また、耐震化されるまでの間、大規模な地震を想定した安全対策が必要です。どのように検討されているのか伺います。

次に、市有施設の安全確保についてであります。

第2庁舎はI s値0.4というだけではなく、アスベスト問題を抱えた庁舎です。先の答弁では、「財源確保ができれば」との答弁でしたが、災害時の拠点施設としての役割を果たすために早急な安全対策への取り組みが必要です。

2点目に、老朽化している交進・朝陽・笹引・榎戸住宅など、市営住宅への安全確保はどうするのか。

3点目に、避難所マップに住野公民館が掲載されていますが、昭和33年の建築で老朽化しており、避難所として適切なのか。安全は確保されているのか。

4点目に、公共建築物の耐震化の情報開示をすべきであるがいかかか。

5点目に、市耐震改修促進計画では市有建築物の整備プログラムを策定するとしているが策定作業は進められているのか伺うものであります。

大きな2点目に、子ども・若者のすこやかな成長と自立への取り組みについて伺うものがあります。

まず、いじめのない学校づくりでございます。

昨年10月、大津市内の中学2年の生徒が同級生によるいじめを受け、自宅マンションから飛びおり自殺をするという痛ましい事件が起きました。いじめは、人間の尊厳を傷付けるもので、絶対に許されるものではありません。この事件では、いじめと自殺の関連が強く疑われる状況であったにもかかわらず、早々と調査を打ち切った学校と教育委員会の対応、被害届を3回にわたって受理しなかった警察の対応など、次々と問題が明らかになり、子どもを守るべき学校の姿勢が改めて問い直されています。

そこで伺いますのは、1点目に八街市の5年間のいじめの実態と傾向はどうか。

2点目に、大津のいじめ事件を受け、7月17日付で「いじめ予防の具体的な取り組みについて充実を図る」とした文部科学省初等中等教育局長の通達が出されましたが、市教育委員会の独自の対策はいかがか。

次に、子ども・若者の育成支援についてであります。

社会生活を円滑に営む上で困難を背負う子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、平成21年に子ども・若者育成支援推進法が成立いたしました。すこやかな育成・支援の施策を推進すること。また、自治体にも、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策の策定、実施する責務を定めています。

内閣府の平成22年度の「ひきこもりに関する実態調査報告書」では、全国の15歳から39歳のひきこもりの推計値は約70万人。その割合は1.79パーセントであり、千葉県では、3万4千人の該当者がいると見込まれており、また、15歳から39歳のニートは、平成21年には63万人となっています。内閣府の調査では、不登校がニート・ひきこもりになる確率は約7倍と明らかにしており、不登校の多い八街市では、在学中の不登校児童・生徒への取り組みとともに、卒業後の支援強化は切実な問題となっております。

自治体の実情に合った子ども・若者と計画の策定の努力義務、施策の実施の責務が課せられており、その具体化について伺います。

まず、総合相談窓口設置についてであります。現在は、子どもや家庭などからの相談には、児童家庭課、学校教育課、社会教育課などが対応していますが、ひきこもり・不登校・若者などからのさまざまな悩みに対応する総合的な相談窓口の設置と子ども・若者に寄り添って親身に支援していくケースワーカーの養成・配置を求めるがいかがか。

2点目に、ニートやひきこもりの若者の就労に向けて、プログラムを作り、他の就労支援機関と連携しながら継続的に支援をする若者サポートステーションの設置を求めるがいかがか。

最後に、特別支援学校設置についてであります。

先だって、議会では本市の子どもたちが通学している富里特別支援学校の視察に行っていました。千葉県下どこの特別支援学校も過密化問題が深刻となっております、富里特別支援

+

学校でも、児童・生徒の増加により、教室不足や施設の狭隘化の解消が早急に求められています。

八街から通っている児童・生徒は全体の3割以上であり、スクールバスを利用すれば1時間以上の乗車となり、子どもたちにはかなりの負担となっています。

また、特別支援学校への通学を希望しながら、過密化により市内小中学校に在籍している児童・生徒がいるという説明もありました。こうした過密化の実態をどのように受け止めているのか伺います。

2点目には、県への設置要望についてです。

県では、今後も特別支援学校を希望する児童・生徒が増え続けるとし、平成22年から27年の5年間に、新設校・分校・分教室で1千712名に対応する計画を明らかにしています。しかし、富里特別支援学校に対する計画はありません。県に対し、八街市内に特別支援学校の設置を要望すべきと思うがいかがか。

以上、大きな2点にわたっての質問でございます。明解なる答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問15、日本共産党、丸山わき子議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 防災対策の強化で安全・安心の街づくりをについて答弁いたします。

(1) ①ですが、八街市地域防災計画につきましては、平成10年度に修正し、その後、相当の期間が経過していることや、昨年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、現在、担当職員と委託業者との間で継続的に打ち合わせをしながら、修正作業を行っているところであります。

なお、今回の見直しにあたっては、千葉県が地域防災計画の見直しの重点項目として揚げた「地域防災力の向上」「津波対策の強化・推進」「液状化対策の推進」「支援物資の供給体制の見直し」「災害時要援護者等の対策と推進」「帰宅困難者等の対策と推進」「庁内体制の強化」「放射性物質事故」との整合性を図り、かつ八街市の地域性を踏まえて、修正業務を行おうとするものでございます。

また、本市の減災対策としましては、「防災体制の充実」「防災意識の高揚」などを柱として検討しているところでございます。

次に②ですが、災害等発生時において、要援護者の避難誘導や安否の確認、避難所での生活支援を的確に行うためには、要援護者情報の把握と避難支援者関係機関での情報の共有が必要であります。

高齢者の世帯などについては、地区の民生委員が把握し、福祉課へ提出していただいております。

ひとり暮らし福祉票、高齢者世帯福祉票がございます。この福祉票には、住所、氏名、生年月日、身内の連絡先、健康状態などが書かれております。この福祉票について、災害時に要援護者として、市役所関係部署、警察署、消防署、自治会、社会福祉協議会などへ、それ

ぞれ高齢者の個人情報を開示してよい、訪問してよいという本人同意を民生委員に確認していただいているところでございます。

民生委員の方々が把握していない、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の掘り起こしとしましては、広報紙、ホームページ等を利用し、高齢者本人から情報をいただきまして、災害時において避難支援が受けられるように高齢者訪問制度の構築とともに、災害弱者である高齢者を1人でも多く把握していきたいと考えております。

また、障がい者についても、障がいに係る手帳の情報や福祉サービス利用に係る情報などにより、要援護者の把握に努めるとともに、地域からの詳細情報収集についても障害者団体等と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

妊婦の方々につきましては、妊娠届出書をもとに、幼児・子どもにつきましては、学校の学歴簿、幼稚園、保育園などの名簿、また、こんにちは赤ちゃん事業などの名簿から把握したいと考えております。

なお、一般避難所の見直しをし、福祉避難所につきましても、現在は総合保健福祉センターを活用することとなっておりますが、不足の際、また、要援護者のニーズに対応するため、各社会福祉施設などと災害時の協定など検討してまいりたいと考えております。

このような要援護者等の支援計画につきましては、現在、修正中の八街市地域防災計画に取り込んでまいりたいと考えております。

次に③ですが、災害等が発生した場合において、まず、人命の救助を最優先に考え、被害の拡大防止、避難及び救助など、公共の安全と秩序の維持に努め、また、災害応急対策活動に必要な人員、資機材及び救援・救助物資並びに被災者、避難者の緊急輸送が応急対策活動の根幹をなすことから、国道409号、県道千葉八街横芝線、県道成東酒々井線及び国道126号について、緊急輸送道路として指定されております。

緊急輸送道路におけるブロック塀等の崩壊により通行が困難になることも想定されますが、緊急輸送道路の指定箇所は、国県道であり、管理者と復旧に向けての連絡体制をとることとしており、その他の市道につきましても、早期に復旧に向けて対策を講じることとなっております。

また、小学校・中学校などの通学路につきましては、日頃より下校時に教職員が一緒に歩いて点検したり、台風や地震発生後、危険箇所の確認を行ったりしております。

この夏休みには、学校と警察、教育委員会、道路管理者等で合同の通学路点検を実施し、危険箇所等の改善策について確認と協議を行いました。

これらの取り組みをもとにして、今後も災害発生時、通学路の安全確保が図られるように努めてまいります。

次に(2)①ですが、八街市木造住宅耐震改修費補助金を利用した件数は、現在3件となっております。

本市の耐震化率を向上させるためには、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化が急務であると認識しておりますので、千葉県建築士事務所協会印旛支部のご協力を得て、耐震相

談会を年2回開催しております。

今後も耐震相談会へ参加していただけますように、さらにPRをしてまいります。

なお、耐震診断・耐震改修の助成金の増額については、現在のところ考えておりません。

次に(2)③ですが、市庁舎につきましては、代表質問3、林修三議員に答弁したとおり、第2庁舎以外は、昭和56年以降の新建築基準法にのっとり建築され、耐震基準に適合していることから、現在のところでは問題ないものと考えております。

第2庁舎につきましては、一部改修が必要との耐震診断の結果が出ていることから、全面改築、新築移転、現有施設での執務場所の移転等、あわせて概算経費や時期等も検討しているところでございます。

また、本市が地区に貸与している集会施設のうち、旧住野分館につきましては、平成18年4月1日付で住野区と建物使用貸借契約を締結しております。建物は、昭和33年度の建築で老朽化が進んでいるものと考えられますので、地元地区に対しまして、他の地区集会場施設同様に市の補助制度等を利用しての建設の提言等について検討をしてまいりたいと思います。

市営住宅につきましては、実住・榎戸・富士見・笹引・交進・朝陽の6団地は、耐震診断を行っておりません。

建築後40年を経過する交進団地・朝陽団地につきましては、耐震性や施設の老朽化を考えますと、公募停止住宅とする必要があると考えます。

教育施設の耐震補強につきましては、代表質問3、林修三議員に答弁したとおり、平成25年度から26年度にかけて、朝陽小学校、交進小学校、川上小学校、八街東小学校、八街中学校の5校の耐震補強工事を実施して、学校施設が完了する計画となっております。

学校施設のほかに、現在中央公民館中棟、北棟の耐震補強工事を実施しているところでありますが、南棟の壁の補強等につきましても、財源確保の見通しができ次第、実施予定としております。

耐震診断の結果といたしましては、教育施設に関しましてはホームページで、平成21年2月から公表を開始し、新たな診断結果を更新し、平成23年3月に最終更新をしました。

現在、全部の教育施設について診断が終了し、耐震指数のI s値を公表しているところでございます。

その他の施設につきましても、耐震診断が終了している施設は耐震指数等をホームページ等で公表するよう考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項1. 防災対策の強化で安全・安心の街づくりをについて答弁いたします。

(2)②ですが、代表質問3、林修三議員に答弁したとおりですが、耐震補強実施設計につきましては、設計に5カ月から6カ月、その後、耐震判定委員会の承認を取得するのに5カ月から6カ月程度の期間を要します。

また、補強工事につきましては、児童・生徒の授業を考慮すると、夏期休暇中に実施する

のが適切であります。工事の準備、各種材料の発注を考慮すると、4月から5月に発注しないと、7月の現地着手に間に合わないこととなります。

これらを総合的に判断し、教育委員会としましては、最短のスケジュールで計画した場合、平成25年度、実施設計及び耐震判定委員会の承認、平成26年度、補強工事という決定をいたしました。

また、補強工事が完了するまでの約2年間につきましては、物品の落下や転倒の防止策を行い、避難訓練等におきましても、これら4校については、特に避難経路の確保について周知していただくよう指導してまいりたいと思います。

質問事項2. 子ども・若者のすこやかな成長と自立への取り組みについて答弁いたします。

(1) ①ですが、過去5年間にわたるいじめ調査の結果から、小中学校別に経過をたどり、当時の各校及び教育委員会の考察をもとに答弁いたします。

小学校のいじめの認知件数は、平成19年度、20年度、22年度が70件から90件でありましたが、平成21年度、23年度は100件を超えております。

中学校の認知件数は、平成19年度、20年度は100件台でありましたが、平成21年度から23年度については300件台で推移しています。

全体的な件数の推移からは、近年増加傾向にありますが、平成19年1月にいじめの定義が見直され、「いじめられた子どもの立場に立って判断する」ことが徹底されたことにより、いじめと認識して解決にあたる姿勢が強まったことと考えます。

発見のきっかけは、小学校では「保護者からの訴え」が最も多く、次いで「本人からの訴え」となっております。中学校では、「本人からの訴え」に次いで「担任の教師が発見」となっております。これについては、小学校では、発達の段階から相談相手が、親、特に母親が一番であることが内閣府の調査からも明らかになっていることや、加害、被害とも、いじめに対する認識が未熟であることから、保護者がその行為を「いじめ」と判断し、訴えることが多いからと考察しています。

中学校においては、親との会話が少なくなってくる傾向もあり、親からは見えづらい現状が伺えます。

また、担任の教師による発見が多い理由としては、定期的な教育相談や日々の生活記録から悩みを打ち明けることが多くなってくるからと考察しています。

いじめの態様では、小中学校とも「ひやかし」「からかい」「仲間外れ」が多い傾向にあります。これは、社会全体の変容とともに、集団で遊ぶ機会が減少し、さまざまな個性を認め合いながら、自然にコミュニケーション能力を高めていくプロセスがなくなっていることが最大の要因であると考察しています。

また、昨年度は小中学校とも「暴力をふるう」が増加しております。これは、「ひやかし」「からかい」「仲間外れ」の延長線で、暴力をふるうことに罪悪感がなくなってしまっていると考察しています。

また、無差別に、ただ不満を解消するための行動も見受けられました。

+

これらに対する学校の対応ですが、小中学校ともに「職員会議、学年会議等を通じて共通理解を図った」「学校全体として生徒会活動や学級活動などにおいて指導した」が多く、学年や学校全体で取り組んでいることがわかります。

また、早い段階で、関係機関につないだり、地域に協力を依頼したりしたことが解決に結び付いている例もありました。

以上が5年間の調査結果から見た実態や傾向及び考察です。

次に②ですが、いじめ問題の取り組みの徹底については、平成18年度、平成22年度と文部科学省より「早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会等による支援」に係る通達が出されております。

八街市では、その内容を受け、いじめ問題について再度、その重要性を認識し、今後の取り組みについて、次の3点を確認しております。

1つ目に、市内統一のいじめアンケートを実施し、調査を今後も継続して行うこと。

2つ目に、学校等における相談機能を充実し、児童・生徒の悩みを積極的に受け止めることができる体制の整備に努めること。

3つ目に、いじている児童・生徒に関しては、関係機関との連携を含め、毅然とした指導を行うこと。そして、2学期のスタートにあたり、全小中学校で校長からいじめ撲滅について決意表明を行い、具体的な取り組みを児童・生徒はもちろん、保護者等にも学校だよりなどで周知を行っております。

市独自の取り組みとして、11月の「やちまた教育の日」月間に家庭、地域とともに「思いやり」の心を育む道德の授業の公開実践や12月の人権週間に合わせた人権尊重をテーマとする集会活動の実施などを計画しております。

幼小中高連携教育の推進にも一層力を注ぎ、規範意識を高めることで、お互いにいじめを「やめる勇気」「とめる勇気」「話す勇気」「認める勇気」を持って安全で安心できる学校にしていきたいと考えます。

次に(2)①、②につきましては関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本市においては、家庭児童相談、学校教育相談及び家庭教育相談窓口を開設し、内容に応じて児童家庭課、学校教育課、社会教育課が相談を受け付けております。あわせて、千葉県が設置した「ひきこもり地域支援センター」や「子ども・若者総合相談センター」などとも連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

地域若者サポートステーションにつきましては、国と県が委託しております千葉市の「ちば地域若者サポートステーション」において相談・支援プログラム等を受けることができます。

また、本市の若者就労支援としましては、15歳から39歳の方を対象に千葉県の「ジョブカフェちば」との連携により、市内でセミナーを開催しました。当面は「ちば地域若者サポートステーション」や「ジョブカフェちば」との連携により、若者の就労支援を行っていききたいと考えております。

なお、総合相談窓口及び地域若者サポートステーションの設置につきましては、相談内容が多岐にわたることから、総合的な観点から調査・研究をしてみたいと思います。

次に（３）①、②は関連しておりますので、一括して答弁いたします。

特別支援学校は、基本的に定数がないと言われております。しかし、富里特別支援学校のこの10年間の児童・生徒数の推移を見ると、小学部、中学部、高等部を合わせて、約2倍近くに増えています。

また、その中で八街の児童・生徒の割合は、小学部が約30パーセント、中学部で約41パーセント、高等部で約32パーセントを占め、他の市と比較しても多いことがわかっています。

そのような状況の中で、県教育委員会では、県立特別支援学校整備計画により、市町村立の学校で使われなくなった校舎や余裕教室を活用した分校、分教室の設置等を計画しております。

今後も、県教育委員会の動向を踏まえた対応を検討していくとともに、八街市における特別支援教育への理解と取り組みの充実に努めてまいります。

○丸山わき子君

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、交進小学校、川上小学校、東小学校の早期耐震化についてであります。これは答弁の中で平成26年度という答弁でございましたけれども、本当に子どもたちの安全、この問題を先に追いやってしまっているのかということですね。

それで、先ほど教育長の答弁ですと、とても事務手続に時間がかかるんだということを言われました。しかし、私、登壇しての質問の中では、国は技術者確保に関して助成支援をするんだと。それから、建築士の関係団体にも協力要請を行っているんだと。それから、判定委員会、これは5、6カ月かかると言いましたけれども、私、ホームページで見ましたら、全国の判定委員会、約2週間で済むことになっています。ですから、私はやる気になれば、これは来年の夏休みにはできるはずですよ。

市長、もう一度、その辺について、もう予算は確保できているわけですから、これは十分確保できることがわかっているわけですから、ぜひ、これは教育委員会と話し合って、来年の夏までに、ぜひ、実施していただくように答弁していただきたい。

そのためには、やはり国から技術者を確保するために、助成支援があるというわけですから、こういった制度も八街市が利用して、教育委員会とぜひ実施する方向で検討していただきたい。

○市長（北村新司君）

子どもたちの安心・安全は、私も念頭にございます。そうした中で、平成25年、26年にかけて、まずは朝陽小学校の校舎改築、そしてあわせまして、東小学校、川上小学校、交進小学校、そして八街中学校の管理棟の一部でございますけれども、全部一編にやるという、私は自分で言うのもおかしいんですけども、よくこれだけ努力したというふうに思ってお

ります。まず、このことについて、各議員の皆様方に逆に褒めていただきたいと思っております。このことを丸山議員にも、ぜひ、ご理解いただきたいと思っております。

○丸山わき子君

朝陽小学校をやっているからやれないではまずいんですよ。子どもたちの安全をいかに守るか。この姿勢があるかないかを問われるというふうに思います。ぜひ、これは再度、検討していただきたい。国がこれだけいろいろ対応を用意しているんですから、その用意をされたものをいかに利用するかが、自治体の仕事だと思いますよ。積極的な対応をお願いしたい。

それから、今、大変問題になっているのは、各学校の照明・天井・窓ガラスの耐震化、これは今どんなふうな状況なのか。その辺について教育委員会からの答弁をいただきたいと思っております。

○教育次長（長谷川淳一君）

先ほど技術者の援助、それから2週間程度で判定審査委員会の結論が出るというような話だったんですけども、それについて、まずお答えさせていただきたいと思っております。それは丸山議員のご理解と、こちらが全然違って情報を得ているということでお答えさせていただきます。

それから、天井とか、落下物の点検につきましては、今学校では毎月、学校職員、教職員による点検を行っております、それは毎月行っております。今後、チェックリスト等を作成いたしまして、用いまして細かい点検を行っていきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

これも全国の学校等の安全対策が大変遅れているということで、これは確かな数字をきちんと出して、耐震化に向けての取り組みをぜひやっていただきたいと。建物については耐震化、耐震化と来ましたけれども、照明・天井・窓ガラスについては、まだまだ安全確保がされていないのが実態だということで報道されております。ぜひ、そういう点でも八街市、早急な対応をいただきたいと思っております。

それから、いじめの問題ですね。私、教育委員会から、この5年間のいじめの実態の調査、それから教育委員会が、あるいは学校がどう取り組んできたのかというのを詳細にまとめたものを見せていただきまして、一生懸命やってきているなというのを感じました。しかしながら解決率は小学校では、この5年間77パーセント。それから、中学校では68.9パーセントという解決率なんですね。解決できなかったところは、どうだったのかということはいま一度、見ていただきたいなというふうに思います。

それで、やはり先ほども教育長が言われましたけれども、学校の中で共通理解をしていくんだということ。それと同時にやはり子どもたちの中に解決していく力があると。この力をいかに引き出すかというのも問題にしていかなければいけないのではないかなというふうに思います。

いじめ問題の解決の道は、教職員とそれから子どもたち自身が問題を解決していく。そういう能力をいかに高めていくかということが求められていると思っております。その先生方が、そ

ういったところに力を集中させるためにはどうしたらいいのか。そうするためには、やはり専門家の教職員の措置で、先生方にゆとりある教育実践ができるような、その人的な環境を整えていくことも必要ではなかろうかなというふうに思いますが、その専門家をさらに一層配置していくという点ではいかがでしょうか。教育長、よろしく願いいたします。

○教育長（川島澄男君）

本当に教職員だけ、また子どもだけ、保護者だけで解決は図れないと、議員さんのおっしゃるとおり、そう思います。3者がやはり一緒になって対応していく、問題を解決していく。そんなふうに進めたい。

ご質問のありました学校を支援する人の配置はどうかということでございますけれども、文部科学省のこの間の新聞発表によると、そういう人的な支援も考えるというようなことで、八街市としては積極的に手を挙げて、人的配置を受けられるように努力してみたい。そんなふうを考えます。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

9月8日から10日は、休日及び議案調査のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

9月8日から10日は、休会することに決定しました。

本日の日程は、全て終了しました。

本日の会議は、これで終了します。

11日は、午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議会運営委員会を開催いたしますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間、ご苦勞さまでした。

（散会 午後 2時51分）

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件

+

+

+